◉競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律

昭和十四年三月二十八日公布法律第五十八號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム（總理、農林大臣副署）

競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律

競馬法第八條第一項ノ規定ニ依リ日本競馬會ガ政府ニ納付スベキ金額ハ同項ノ制限ニ拘ラズ其ノ賣得金ノ額ノ百分ノ十一・五以内ニ於テ命令ノ定ムル金額トス

前項ノ規定ニ依ル政府ニ納付スベキ金額ト競馬法第九條ノ規定ニ依ル賣得歩合金額トノ合計ハ賣得金ノ額ノ百分ノ十八ヲ超ユルコトヲ得ズ

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ大東亞戰爭終了後其ノ翌年十二月三十一日迄ニ之ヲ廢止スルモノトス

◉競馬法施行規則

昭和十一年九月十九日
農林省令第二十七號

改正

昭和十三年十二月七日農林省令第二十五號
昭和十六年四月二十四日農林省令第二十四號
昭和十六年十二月十七日農林省令第百三號
昭和十七年二月十八日農林省令第二十二號
昭和十七年四月四日農林省令第三十七號
昭和十八年一月三十日農林省令第一號

競馬法施行規則左ノ通改正ス

競馬法施行規則

第一條 日本競馬會ハ其ノ成立後遲滯ナク競馬ノ施行、勝馬投票券ノ發賣及拂戻金ノ交付竝ニ庶務、會計及資產ノ管理ニ關スル規程ヲ定メ農商大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二條 競馬ノ施行ニ關スル規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 入場者及入場料ニ關スル事項
二 番組ノ編成ニ關スル事項
三 競走馬ニ關スル事項
四 競走ノ種類及名稱ニ關スル事項
五 開催執務委員ノ執務ニ關スル事項
六 負擔重量及加增距離ニ關スル事項
七 發走及審判ニ關スル事項
八 馬ノ所有者、調教師、騎手及馬丁ニ關スル事項
九 勝馬ノ確定、競馬ニ關スル異議ノ裁定竝ニ馬ノ所有者、調教師及騎手ノ制裁ニ關スル事項
十 場內ノ取締ニ關スル事項
十一 其ノ他必要ナル事項

第三條 勝馬投票券ノ發賣及拂戻金ノ交付ニ關スル規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　勝馬投票法ノ種類
二　勝馬投票券ノ券面金額、樣式及發賣ニ關スル事項
三　競馬法第九條ノ賣得歩合金ニ關スル事項
四　競馬法第六條ノ規定ニ依ル拂戻金ノ交付方法
五　複勝式勝馬投票法ニ於ケル競馬法第六條第一項ノ規定ニ依リ交付スベキ拂戻金ノ算出方法
六　其ノ他必要ナル事項

前項第一號ノ勝馬投票法ノ種類ニハ單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ノ別ヲ記載スベシ

第一項第二號ノ發賣ニ關スル事項ニハ競馬法第四條第二項及第三項ニ規定スル事項ノ取締ニ關スル方法ヲ詳記スベシ

第一項第五號ノ拂戻金ノ算出方法ニハ甲式及乙式ノ別ヲ記載スベシ

第四條　日本競馬會ノ評議員ハ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ兼ヌルコトヲ得ズ

第五條　理事又ハ監事ノ候補者ノ選擧ヲ行フ爲評議員ヲ招集セントスルトキハ豫メ農商大臣ニ屆出ヅベシ

第六條　削除

第七條　理事又ハ監事ノ候補者ノ選擧終了シタルトキハ日本競馬會ハ遲滯ナク其ノ氏名ヲ農商大臣ニ屆出ヅベシ

第八條　日本競馬會ハ左ニ掲グル事務ヲ掌ラシムル爲各專任ノ職員ヲ置クコトヲ要ス

一　審判
二　發走
三　勝馬ノ確定、競馬ニ關スル異議ノ裁定竝ニ馬ノ所有者、調教師及騎手ノ制裁
四　「パンデキャップ」ノ作成

前項ノ職員ノ任免ニ付テハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第九條　日本競馬會競馬ヲ開催セントスルトキハ當該競馬ニ關シ左ニ掲グル事務ヲ執行セシムル爲各別ニ開催執務委員ヲ置クコトヲ要ス

一　審判
二　發走
三　出馬及馬場ノ取締
四　檢量
五　勝馬ノ確定、競馬ニ關スル異議ノ裁定竝ニ馬ノ所有者、調教師及騎手ノ制裁
六　「パンデキャップ」ノ作成
七　場内ノ取締
八　勝馬投票券ノ發賣及拂戻金ノ交付

前項第一號、第二號、第五號及第六號ニ掲グル事務ニ關スル開催執務委員ハ前條ノ職員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アルトキハ理事又ハ他ノ職員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第一項ノ開催執務委員ヲ設置セントスルトキハ豫メ農商大臣ニ屆出ヅベシ

第十條　競馬法第二條第一項但書ノ規定ニ依ル競馬ノ開催ハ或競馬場ニ於テ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ競馬ヲ開催スルコト困難ナル場合ニ於テ之ニ代リ他ノ競馬場ニ於テ開催スルトキニ限ル

第十一條　日本競馬會ハ各季ニ於ケル各競馬場ノ競馬開催ノ日時及番組ノ要項ヲ定メ當該季ノ最初ノ競馬開催ノ六月前迄ニ農商大臣ニ認可ヲ申請スベシ

第十二條　農商大臣前條ノ認可ヲ爲シタル場合ニ於テハ別段ノ意思ヲ表示セザル限リ各競馬ノ開催ニ付明ケ

七歳ヲ超エザル内國産新馬三十頭以上ノ出馬登錄馬數ヲ有スベキ條件ヲ附シタルモノトス

第十三條　競走ノ種類ハ駈歩競走、障碍競走及速歩競走トス

第十四條　駈歩競走ノ距離ハ千六百メートル以上、障碍競走ノ距離ハ二千四百メートル以上、速歩競走ノ距離ハ三千二百メートル以上トス

第十五條　明ケ三歳以下ノ馬及馬ノ改良增殖ニ裨益ナキ馬ハ之ヲ競走ニ用フルコトヲ得ズ

第十六條　日本競馬會ハ左ニ掲グル者ニ各別ノ徽章ヲ交付シ競馬場内ニ於テハ常ニ之ヲ佩用セシムベシ

一　有料入場者
二　無料入場者
三　競馬法第五條第一項ニ掲グル者
四　競馬法第五條第二項ニ掲グル者
五　勝馬投票券發賣所及拂戻金交付所ノ係員

第十七條　勝馬投票券發賣所及拂戻金交付所ハ競馬場内ニ之ヲ設ケ且競馬法第四條第二項及第三項ニ規定スル事項ノ取締ニ必要ナル設備ヲ爲スベシ

第十八條　勝馬投票券ノ發賣ハ當該競走ニ參加スベキ馬ノ確定シタル後之ヲ開始シ馬ガ競走ノ出發點ヲ發走スル前之ヲ締切ルベシ

第十九條　勝馬投票券發賣ノ後當該競走ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ヲ生ジタルトキハ其ノ投票ヲ無效トシ日本競馬會ハ券面金額ヲ以テ勝馬投票券ノ買戻ニ應ズベシ發賣シタル勝馬投票券ニ表示セラレタル馬馬場ニ出デザルトキ又ハ馬場ニ出デタル馬開催執務委員ノ宣告ニ依リ發走ヨリ除外セラレタルトキハ其ノ馬ニ對スル勝馬投票券ニ付亦同ジ

一　發走スベキ馬一頭ノミト爲リタルコト
二　競走成立セザルコト
三　競走ニ勝馬ナキコト

第二十條　日本競馬會ハ各競走ニ付投票ヲ締切リタルトキハ遲滯ナク各馬ニ對スル勝馬投票券ノ總券面金額（單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ヲ併セ用フル場合ニ於テハ其ノ各ニ區分シタルモノ）ヲ掲示スベシ

第二十一條　單勝式勝馬投票ニ於テハ第一著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トス

複勝式勝馬投票法ニ於テハ第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬（勝馬投票券發賣開始ノ時ニ於テ競走ニ參加スベキ馬七頭以下五頭以上ナルトキハ第一著及第二著ト爲リタル馬、勝馬投票券發賣開始ノ時ニ於テ競走ニ參加スベキ馬四頭以下ナルトキハ第一著ト爲リタル馬）ヲ以テ勝馬トス

第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テ第一著又ハ第二著ト爲リタル馬二頭アルトキハ次著順以下ノ馬ハ之ヲ一著順（二頭ヲ超ユルトキハ其ノ超エタル頭數一頭毎ニ更ニ一著順）宛繰下ゲタル著順ノ馬ト看做ス第一著及第二著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テ第一著ト爲リタル馬二頭以上アルトキ亦同ジ

第二十二條　單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ヲ併セ用フル場合ニ於テ勝馬投票券發賣開始ノ時ニ於テ競走ニ參加スベキ馬四頭以下ナルトキハ其ノ競走ニ付複勝式勝馬投票券ヲ發賣スルコトヲ得ズ

第二十三條　勝馬確定シタルトキハ當該競走ニ對スル勝馬投票券ノ賣得金額（單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ヲ併セ用フル場合ニ於テハ其ノ各ニ區分シタルモノ）ニ付左ノ區分ニ依リ競馬法第六條第一項ノ規定ニ依リ交付スベキ拂戻金ヲ算出シ勝馬投票的中者ニ對シ勝馬投票券引換ニ之ヲ交付スベシ但シ其ノ金額ハ勝馬投票券ノ券面金額ノ百倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

一　單勝式勝馬投票法ニ在リテハ附錄ニ定ムル第一號算式ニ依リ各勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ拂戻スベキ總金額ヲ算出シ之ヨリ附錄ニ定ムル第一號ノ二算式ニ依ル課稅額ヲ控除セル殘額ヲ當該勝馬ニ對スル各勝馬投票券ノ券面金額ニ按分シタルモノヲ以テ拂戻金トス

二　甲式拂戻金算出方法ニ依ル複勝式勝馬投票法ニ在リテハ附錄ニ定ムル第二號算式ニ依リ各勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ拂戻スベキ金率ヲ算出シ之ヨリ附錄ニ定ムル第二號ノ二算式ニ依ル課稅金率ヲ控除セルモノヲ當該勝馬ニ對スル各勝馬投票券ノ券面金額ニ乘ジタルモノヲ以テ拂戻金トス

三　乙式拂戻金算出方法ニ依ル複勝式勝馬投票法ニ在リテハ附錄ニ定ムル第一號算式ニ依リ各勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ拂戻スベキ總金額ヲ算出シ之ヨリ附錄ニ定ムル第一號ノ二算式ニ依ル課稅額ヲ控除セル殘額ヲ當該勝馬ニ對スル各勝馬投票券ノ券面金額ニ按分シタルモノヲ以テ拂戻金トス

前項各號ノ規定ニ依リ拂戻金ノ算出ヲ爲ス場合ニ於テ勝馬投票的中者無キ勝馬アルトキハ其ノ算出ニ付之ヲ勝馬ニ非ザルモノト看做ス

第一項第一號又ハ第三號ノ規定ニ依リ算出シタル拂戻金ノ金額ガ勝馬投票券ノ券面金額ニ滿タザルトキハ其ノ券面金額ヲ以テ拂戻金トス

第二十四條　競馬法第六條第二項ノ規定ニ依リ拂戻スベキ賣得金又ハ超過金アル場合ニ於テハ賣得金ニ在リテハ其ノ金額ヲ馬場ニ出デタル馬ニシテ勝馬以外ノモノニ對シ投票シタル者ニ對シ其ノ勝馬投票券ノ券面金額ニ應ジ拂戻金トシテ勝馬投票券引換ニ交付スベシ

第二十五條　前二條ノ規定ニ依リ拂戻金ヲ交付スル場合ニ於テ其ノ交付上ノ基礎タル金額ニ五十錢未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ヲ切捨テ拂戻金ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ端數切捨ニ依リ生ジタル金額ハ日本競馬會ノ收入トス

第二十五條ノ二　日本競馬會ハ各季ノ競馬ノ終了毎ニ其ノ勝馬投票券ノ賣得金額ノ百分ノ八ノ金額ヲ政府ニ納付スベシ

第二十六條　日本競馬會ハ勝馬投票券ノ受拂及勝馬投票券ノ發賣金ノ出納ヲ明瞭ナラシムル爲必要ナル帳簿ヲ別ニ備フベシ

第二十七條　日本競馬會ハ競馬終了後十五日以內ニ左ニ揭グル事項ヲ農商大臣ニ報告スベシ

一　出馬登錄馬及入場馬數

二　馬場ニ出デタル馬ノ名稱、新古ノ別、種類、性、毛色、年齡、所有者及出走回數

三　各競走ニ於ケル受賞馬ノ名稱、著順、賞金額、競走距離、速度、負擔重量、加增距離及騎手

四　入場者ノ員數及入場料ノ金額ニ付第十六條第一項乃至第三號ニ揭グル者ノ區分及其ノ等級區分

五　各競走ニ於ケル勝馬投票券ノ發賣金額及發賣枚數、第十九條ノ規定ニ依リ買戻ニ應ズベキ金額、賣得金額竝ニ第二十三條及第二十四條ノ規定ニ依リ交付スベキ拂戻金ノ總額

六　競馬場內諸般ノ狀況

七　競馬開催ニ關スル收支計算

前項第五號ニ揭グル事項ハ單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ヲ併セ用フル場合ニ於テハ勝馬投票法ノ種類別ニ之ヲ記載スベシ

第二十八條　本則ニ於テ賣得金額トハ勝馬投票券ノ發賣金額ヨリ第十九條ノ規定ニ依リ買戻ニ應ズベキ金額ヲ控除シタルモノヲ謂フ

第二十九條　日本競馬會ハ左ノ方法ニ依リ其ノ資金ヲ管理スベシ但シ日常ノ經費ニ必要ナル資金ハ此ノ限ニ在ラズ

一　國債證券其ノ他ノ有價證券ノ買入
二　銀行預金、信託會社ヘノ信託又ハ郵便貯金

第三十條　日本競馬會ノ事業年度ハ一年トシ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄トス

第三十一條　日本競馬會ハ毎年十月三十一日迄ニ翌年度ノ收支豫算ノ認可ヲ農商大臣ニ申請スベシ

日本競馬會收支豫算ヲ變更セントスルトキハ農商大臣ニ認可ヲ申請スベシ收支豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲サントスル場合亦同ジ

第三十二條　日本競馬會ハ馬場、馬見所、下見所、檢量所、勝馬投票券發賣所、拂戻金交付所、厩舍又ハ著順審判臺ノ設置及其ノ變更ニ付テハ農商大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十三條　日本競馬會ニ於テ其ノ開催スル競馬ニ出走セシムルコトヲ條件トシテ賣却スル馬ノ購入ヲ爲スニ付テハ毎年其ノ計畫ヲ定メ農商大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十四條　日本競馬會ハ毎半年ノ收入及支出額竝ニ資金ノ管理狀況ヲ遲滯ナク農商大臣ニ報告スベシ

第三十五條　日本競馬會ハ毎事業年度終了後三月以內ニ農商大臣ニ決算報告ヲ爲スベシ

附則

第三十六條　本令ハ昭和十一年法律第三十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十一年九月二十日ヨリ施行）

第三十七條　第九條第二項ノ開催執務委員ハ當分ノ內理事又ハ職員以外ノ者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三十八條　削除

第三十九條　競馬法第四十六條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ解散ノ決議ニ關スル議事錄寫財產目錄及貸借對照表ヲ農商大臣ニ提出スベシ

第四十條　競馬法第四十八條第一項ノ規定ニ依リ保留セシムル權利義務ノ範圍ハ農商大臣競馬會審査委員會ノ議ヲ經テ之ヲ決定ス

第四十一條　日本競馬會競馬法第四十七條第一項ノ規定ニ依リ權利義務ヲ承繼シタルトキハ遲滯ナク其ノ權利義務ヲ農商大臣ニ報告スベシ

第四十二條　日本競馬會競馬法第五十條第一項ノ規定ニ依リ公告又ハ通知ヲ爲シタルトキハ其ノ旨農商大臣ニ報告スベシ同條第二項ノ規定ニ依リ擔保ヲ供シタルトキ亦同ジ

附錄

第一號算式　附則この省令は公布の日から之れを施行する。

$$\left(W+\frac{D}{P}\right)\times\left\{1-(R+r)\right\}=T$$

W　ハ當該勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ總券面金額トス
D　ハ馬場ニ出デタル馬ニシテ勝馬以外ノモノニ對スル勝馬投票券ノ總券面金額トス
R　ハ政府ニ納付スベキ金額及競馬會ノ收入スルコトヲ得ベキ賣得歩合金額ノ合計額ノ勝馬投票券ノ賣得金額ニ對スル割合トス
r　ハ賣得金額ニ對スル課稅率トス
P　ハ左表ノ場合ヲ除クノ外勝馬ノ數トス

第一號ノ二算式

$$(T-W)\times r$$

T　ハ第一號算式ニ依リ算出セラレタル各勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ拂戻スベキ總金額トス
W　ハ第一號算式ノWニ同ジ

P' ハ拂戻スベキ總金額ニ對スル課税率トス

		P		摘要
		第一著ノ勝馬	第二著ノ勝馬	第三著ノ勝馬	
第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	第二著ノ勝馬三頭以上アルトキ	$P'-(N-2)$	$\left\{P'-(N-2)\right\}\times\frac{N}{2}$		P' ハ勝馬ノ數 N ハ第二著ノ勝馬ノ數
	第三著ノ勝馬二頭以上アルトキ	$P'-(N-1)$	$P'-(N-1)$	$\left\{P'-(N-1)\right\}\times N$	P' ハ勝馬ノ數 N ハ第三著ノ勝馬ノ數
第一著及第二著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	第二著ノ勝馬二頭以上アルトキ	$P'-(N-1)$	$\left\{P'-(N-1)\right\}\times N$		P' ハ勝馬ノ數 N ハ第二著ノ勝馬ノ數

第二號算式

$$\left[S\times\left\{1-(R+r)\right\}\times\frac{C_K}{\sum_{K=1}^{K=N}W_K\times C_K}=t_K\right]$$

S ハ當該競走ニ對スル勝馬投票券ノ賣得金額トス

R ハ政府ニ納付スベキ金額及競馬會ノ收入スルコトヲ得ベキ賣得歩合金額ノ合計額ノ勝馬投票券ノ賣得金額ニ對スル割合トス

r ハ賣得金額ニ對スル課税率トス

第二號ノ二算式

$$(tr'-t)\times r'$$

t_1 ハ第一著、t_2 ハ第二著、t_3 ハ第三著ノ勝馬ニ對シ第二號算式ニ依リ算出セラレタル勝馬投票券ノ拂戻スベキ金率トス

N ハ拂戻スベキ總金額ニ對スル課税率トス

r' ハ第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テハ3、第一著及第二著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テハ2、第一著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テハ1トス

C W_1 ハ第一著、W_2 ハ第二著、W_3 ハ第三著ノ勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ總券面金額トス

ハ左表ニ依ル

	C_1 (第一著ノ勝馬)	C_2 (第二著ノ勝馬)	C_3 (第三著ノ勝馬)
第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	3	2	1
第一著及第二著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	2	1	
第一著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	1		

◉日本競馬會ノ政府ニ納付スベキ金額ニ關スル件

昭和十四年三月二十八日農林省令第十六號

昭和十四年法律第三十八號第一項ノ規定ニ依ル日本競馬會ノ政府ニ納付スベキ金額ニ關スル件左ノ通リ定ム

競馬法第八條第一項ノ規定ニ依リ日本競馬會ガ政府ニ納付スベキ金額ハ競馬法施行規則第二十五條ノ二ノ率ニ拘ラズ其ノ勝馬投票券ノ賣得金額ノ百分ノ十一・五ノ金額トス

附則

本令ハ昭和十四年法律第三十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(4 部 組) 新聞紙 e

競馬法及競馬法施行規則

（附）競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律

日本競馬會ノ政府ニ納付スベキ金額ニ關スル件

昭和十八年十一月

775072

競馬法

大正十二年四月十日
公布法律第四十七號

改正
昭和四年三月二十七日公布法律第八號
昭和六年三月三十一日公布法律第十三號
昭和十一年五月二十九日公布法律第五十一號
昭和十五年三月二十九日公布法律第五十九號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル競馬法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム（總理、陸軍、農商務大臣副署）

競馬法

第一條　本法ニ依ル競馬ハ日本競馬會ニ限リ之ヲ行フコトヲ得

第二條　競馬ノ開催ハ競馬場毎ニ年二回ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ年三回開催スルコトヲ得

競馬開催ノ期間ハ毎回八日內トス

第三條　競馬ヲ開催スルトキハ入場者ヨリ入場料ヲ徵收スベシ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ無料入場者ト定メタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　日本競馬會ハ入場者ニ對シ券面金額五圓以上二十圓以下ノ勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ發賣スルコトヲ得

勝馬投票券ノ發賣ハ競馬一競走ニ付一人一枚ヲ限リ單勝式勝馬投票券及複勝式勝馬投票券ヲ發賣スル場合ニ於テハ競馬一競走ニ付一人各一枚ヲ限ル

勝馬投票券ハ之ヲ讓渡スコトヲ得ズ

第五條　學生生徒又ハ未成年者ニ對シ勝馬投票券ヲ發賣スルコトヲ得ズ

日本競馬會ノ役員又ハ當該競馬ニ關スル開催執務委員、調教師、騎手、馬丁其ノ他競馬ノ事務ニ從事スル者ニ對シ亦前項ニ同ジ

第六條　日本競馬會ハ勝馬投票的中者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ當該競走ニ付テノ勝馬投票券ノ賣得金

CASE CITE 3(E) AND 3(D) OR (E) INDO # 775072

ノ額ヲ超エザル範圍內ニ於テ拂戻金ヲ交付スルモノトス但シ其ノ金額ハ勝馬投票券ノ券面金額ノ十倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

勝馬投票的中者無キ場合ニ於ケル賣得金又ハ前項但書ノ規定ニ依リ生ジタル超過金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ勝馬投票券ヲ購買シタル者ニ拂戻スベシ

前二項ノ拂戻金ノ債權ハ一年間之ヲ行ハザルトキハ時效ニ依リテ消滅ス

第七條　入場料ノ金額、勝馬投票券ノ券面金額及發賣方法竝前條ノ拂戻金ノ支給方法ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第八條　勝馬投票券ヲ發賣シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ賣得金ノ額ノ百分ノ八以內ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スベシ

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本競馬會ノ保有スル資金ガ其ノ保有スベキ準備資金ノ最高額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ政府ニ納付セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル納付金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第一項及第二項ノ規定ニ依ル納付金ノ額ニ相當スル金額ハ馬ノ改良增殖及馬事思想ノ普及ノ爲必要ナル經費竝ニ社會事業ノ爲必要ナル經費ニ充ツルコトヲ要ス馬ノ改良增殖及馬事思想ノ普及ノ爲必要ナル經費ニ充ツル金額ハ納付金ノ額ニ相當スル金額ノ四分ノ三ヲ下ルコトヲ得ズ

前項規定ノ適用ニ付テハ金額ノ算出ハ各年度ニ於テ其ノ年度ノ豫算金額ニ依ル

競馬場ノ開設又ハ維持、競走馬ノ出馬登錄又ハ出場、競馬ノ觀覽、勝馬投票券ノ發賣又ハ購買、拂戻金又ハ競馬賞金ノ交付又ハ受領其ノ他競馬ノ施行又ハ開催ニ關シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第九條　日本競馬會ハ勝馬投票券ノ賣得金ノ額ニ對シ其ノ定ムル步合ノ金額ヲ賣得步合金トシテ收得スル

コトヲ得但シ前條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ納付スベキ金額ト賣得歩合金額トノ合計ハ賣得金ノ額ノ百分ノ十五ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十條 日本競馬會ハ法人トシ馬ノ改良增殖及馬事思想ノ普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス

日本競馬會ハ前項ノ目的ヲ達スル爲本法ニ依リ競馬ヲ行フノ外業務規則ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事業ヲ行フコトヲ得

日本競馬會ハ全國ヲ通ジ一箇トシ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク

第十一條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ日本競馬會ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第十二條 設立委員ハ業務規則ヲ作リ主務大臣ニ日本競馬會設立ノ認可ヲ申請スベシ

日本競馬會ハ前項ノ認可アリタル時成立ス

第十三條 業務規則ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 目的
二 名稱
三 事務所
四 競馬場
五 役員ニ關スル規定
六 事業及其ノ執行ニ關スル規定
七 資產及會計ニ關スル規定
八 業務規則ノ變更ニ關スル規定

業務規則ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十四條 日本競馬會ハ其ノ成立ノ日ヨリ三週間以內ニ各事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコト

競馬會

ヲ要ス

一 目的

二 名稱

三 事務所

四 成立ノ年月日

五 資產ノ總額

六 理事長、副理事長、理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ二週間以內ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス但シ前項第五號ニ掲グル事項ニ付テハ每會計年度末日ノ現在ニ依リ會計年度終了後一月以內ニ登記ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

本法ニ依リ登記シタル事項ハ裁判所遲滯ナク之ヲ公告スベシ

第十五條 民法第四十四條、第四十五條第二項第三項、第四十七條、第四十八條、第五十條、第五十四條第五十五條、第五十七條、第六十八條第一項及第七十條乃至第八十三條並ニ非訟事件手續法第三十五條第三十六條、第三十七條ノ二、第百十七條、第百十九條乃至第百二十二條、第百三十六條乃至第百三十八條、第百四十二條乃至第百五十七條及第百七十五條乃至第百七十七條ノ規定ハ日本競馬會ニ之ヲ準用ス但シ民法第四十五條第三項、第四十八條第一項及第七十七條中一週間トアルハ之ヲ二週間トス

第十六條 日本競馬會ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

日本競馬會ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登錄稅ヲ課セズ

第十七條 日本競馬會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長 一人

副理事長　一人
理事　若干人
監事　若干人
評議員　二十五人以內

第十八條　理事長ハ日本競馬會ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス
副理事長ハ理事長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ
副理事長及理事ハ理事長ヲ補助シ業務規則ノ定ムル所ニ從ヒ日本競馬會ノ業務ヲ掌理ス
監事ハ日本競馬會ノ業務ヲ監査ス

第十九條　理事長及副理事長ハ主務大臣之ヲ命ズ
理事及監事ハ業務規則ノ定ムル所ニ依リ評議員ニ於テ其ノ候補者ヲ選擧シ主務大臣之ヲ命ズ
理事長、副理事長及理事ノ任期ハ五年、監事ノ任期ハ三年トス

第二十條　評議員ハ主務大臣之ヲ命ズ
評議員ハ名譽職トシ前條第二項ノ規定ニ依ル選擧ヲ爲スノ外業務ノ執行ニ關スル重要事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ズルモノトス
評議員ノ任期ハ三年トス

第二十一條　日本競馬會競馬ヲ開催セントスルトキハ當該競馬ニ關スル事務ヲ執行セシムル爲命令ノ定ムル所ニ依リ開催執務委員ヲ置クコトヲ要ス

第二十二條　日本競馬會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ資金ヲ管理スベシ

第二十三條　主務大臣ハ日本競馬會ノ業務ヲ監督ス

第二十四條　日本競馬會ハ左ニ掲グル事項ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

一　借入金
二　債務ノ保證
三　不動產ノ取得又ハ處分
四　收支豫算

第二十五條　主務大臣ハ日本競馬會ニ對シ業務規則又ハ收支豫算ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條　主務大臣ハ日本競馬會ニ對シ馬ノ改良增殖及馬事思想ノ普及ノ爲必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條　主務大臣ハ日本競馬會又ハ其ノ役員若ハ開催執務委員ノ行爲ガ法令、之ニ基キテ爲ス處分若ハ業務規則ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スル虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　競馬ノ停止
二　勝馬投票券發賣ノ停止又ハ制限
三　役員ノ解任
四　開催執務委員ノ職務執行ノ停止

第二十八條　日本競馬會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十九條　主務大臣ハ特ニ日本競馬會監理官ヲ置キ日本競馬會ノ業務ヲ監視セシム

第三十條　日本競馬會監理官ハ何時ニテモ日本競馬會ノ業務及財產ノ狀況ヲ檢查スルコトヲ得

日本競馬會監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ日本競馬會ニ命ジテ業務上諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本競馬會監理官ハ日本競馬會ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

第三十一條　日本競馬會ニ非ザルモノハ日本競馬會又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第三十二條　主務大臣ハ本法ニ依ル競馬ニ關與スル調教師又ハ騎手ノ取締ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第三十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ五千圓以下ノ罰金ニ處シ又ハ其ノ刑ヲ併科ス

一　日本競馬會ニ非ズシテ勝馬投票券ヲ發賣シタル者

二　第二十七條第二號ノ停止又ハ制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ發賣シタル者

三　本法ニ依ル競馬ノ競走ニ關シ業トシテ多數ノ者ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタル者

四　第五條第二項ニ掲グル者ニシテ前號ニ規定スル行爲ノ相手方ト爲リタルモノ

第三十四條　開催執務委員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

團體若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、團體若ハ多衆ヲ假裝シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ數人共同シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ發賣シタル者

二　第五條ノ規定ニ違反シタル者

三　第五條第二項ニ掲グル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタルモノ

四　第六條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ拂戻金ヲ交付シタル者

五　第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルニ非ザル券面金額ノ勝馬投票券ヲ賣買シタル者

六　第三十三條第一號乃至第三號ノ一ニ規定スル行爲ノ相手方ト爲リタル者

第三十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　第四條第一項又ハ第七項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ購買シタル者

二　第五條第一項ニ掲グル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタルモノ

三　勝馬投票券ヲ譲渡シ又ハ譲受ケタル者

四　第六條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル拂戻金ノ交付ヲ受ケタル者

第三十七條　日本競馬會ノ役員又ハ開催執務委員ガ其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス

因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第三十八條　前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十九條　日本競馬會ノ理事長、副理事長、理事、監事若ハ開催執務委員又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ千圓以下ノ過料ニ處ス

一　本法ニ於テ主務大臣ノ許可又ハ認可ヲ受クベキ場合ニ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケザルトキ

二　第二十二條ノ規定ニ違反シタルトキ

三　第二十五條、第二十六條又ハ第二十七條第四號ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ

四　本法ニ基キテ爲ス登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

五　民法第八十二條第二項ノ規定ニ依ル裁判所ノ檢査ヲ妨ゲタルトキ

六　第二十八條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ官廳ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

七　民法第七十條又ハ第八十一條ノ規定ニ違反シ破產宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

八　民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第四十條　第三十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第四十一條　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十二年勅令第三百二十三號ヲ以テ大正十二年七月一日ヨリ施行）

本法ニ依ル競馬ヲ行フ法人ノ數ハ當分ノ內十一以內トス

附　則（昭和四年法律第八號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和四年勅令第二十號ヲ以テ昭和四年四月一日ヨリ施行）

附　則（昭和六年法律第三十三號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和六年勅令第九十八號ヲ以テ昭和六年六月一日ヨリ施行）

附　則（昭和十一年法律第三十一號）

第四十二條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十一年勅令第三百三十四號ヲ以テ昭和十一年九月二十日ヨリ施行）

第四十三條　從前ノ第一條ノ法人ハ本法施行後ト雖モ日本競馬會成立ノ日ヨリ一年以內ハ競馬ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ命令ノ定ムル所ニ依リ勝馬投票券賣得金ノ額ノ百分ノ八以

内ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スルモノトス

第四十四條　本法ニ依リ日本競馬會ノ競馬ヲ開催スル競馬場ノ數ハ當分ノ内十一以内トス

第四十五條　從前ノ第一條ノ法人及社團法人帝國競馬協會ハ日本競馬會成立ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキ解散ス

第四十六條　從前ノ第一條ノ法人及社團法人帝國競馬協會ノ總會ノ決議ニ依ル解散ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十七條　從前ノ第一條ノ法人及社團法人帝國競馬協會解散シタル場合ニ於テハ其ノ權利義務ハ日本競馬會之ヲ承繼ス

前項ノ場合ニ於ケル解散ノ登記ハ解散シタル法人ノ理事ノ申請ニ依リ之ヲ爲ス

第四十八條　前條第一項ノ場合ニ於テ主務大臣特別ノ事由アリト認ムル法人ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ權利義務ノ一部ヲ保留セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ其ノ權利義務ノ一部ヲ保留シタル法人ハ其ノ權利義務ニ付民法ノ規定ニ依リ濟算ヲ爲スコトヲ要ス

第四十九條　日本競馬會第四十七條ノ規定ニ依リ承繼シタル不動產ニ關スル權利ノ取得ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登錄稅ノ額ハ不動產ノ價格ノ千分ノ三トス但シ登錄稅法ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ガ本條ニ依リ算出シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ稅額ニ依ル

北海道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本競馬會ニ對シ第四十七條ノ規定ニ依リ承繼シタル不動產ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第五十條　日本競馬會第四十七條ノ規定ニ依リ從前ノ第一條ノ法人又ハ社團法人帝國競馬協會ノ權利義務ヲ承繼シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公告シ且從前ノ第一條ノ法人又ハ社團法人帝國競馬協會ノ債權者ニシ

DECLASSIFIED EXCEPTION SEC. 3(E) AND 3(D) OR (E) NNDG # 775072

テ知レタルモノニ對シ各別ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

日本競馬會ノ承繼シタル債務中辨濟期ノ至ラザルモノアルトキハ日本競馬會ハ其ノ債權者ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

第五十一條　日本競馬會設立當時ノ理事及評議員ノ任期ニ付テハ第十九條第三項及第二十條第三項ノ規定ニ拘ラズ各五年以内又ハ三年以内ニ於テ業務規則ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

附則

この法律は公布の日からこれを施行する（昭和二十五年十月十三日法律第三十七号）

775072

◉競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律

昭和十四年三月二十八日公布法律第五十八號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム（總理、農林大臣副署）

競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律

競馬法第八條第一項ノ規定ニ依リ日本競馬會ガ政府ニ納付スベキ金額ハ同項ノ制限ニ拘ラズ其ノ賣得金ノ額ノ百分ノ十一・五以內ニ於テ命令ノ定ムル金額トス

前項ノ規定ニ依ル政府ニ納付スベキ金額ト競馬法第九條ノ規定ニ依ル賣得歩合金額トノ合計ハ賣得金ノ額ノ百分ノ十八ヲ超ユルコトヲ得ズ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ大東亞戰爭終了後其ノ翌年十二月三十一日迄ニ之ヲ廢止スルモノトス

◉競馬法施行規則

昭和十一年九月十九日
農林省令第二十七號

改正
昭和十三年十二月七日農林省令第四十五號
昭和十六年四月二十四日農林省令第二十四號
昭和十六年十二月十七日農林省令第百三號
昭和十七年二月二十八日農林省令第二十二號
昭和十七年四月四日農林省令第三十七號
昭和十八年一月三十日農林省令第四號

競馬法施行規則左ノ通改正ス

競馬法施行規則

第一條　日本競馬會ハ其ノ成立後遅滯ナク競馬ノ施行、勝馬投票券ノ發賣及拂戻金ノ交付竝ニ庶務、會計及資産ノ管理ニ關スル規程ヲ定メ農商大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二條　競馬ノ施行ニ關スル規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　入場者及入場料ニ關スル事項
二　番組ノ編成ニ關スル事項
三　競走馬ニ關スル事項
四　競走ノ種類及名稱ニ關スル事項
五　開催執務委員ノ執務ニ關スル事項
六　負擔重量及加增距離ニ關スル事項
七　發走及審判ニ關スル事項
八　馬ノ所有者、調教師、騎手及馬丁ニ關スル事項
九　勝馬ノ確定、競馬ニ關スル異議ノ裁定竝ニ馬ノ所有者、調教師及騎手ノ制裁ニ關スル事項
十　場内ノ取締ニ關スル事項
十一　其ノ他必要ナル事項

第三條　勝馬投票券ノ發賣及拂戻金ノ交付ニ關スル規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　勝馬投票法ノ種類
二　勝馬投票券ノ券面金額、様式及發賣ニ關スル事項
三　競馬法第九條ノ賣得歩合金ニ關スル事項
四　競馬法第六條ノ規定ニ依ル拂戻金ノ交付方法
五　複勝式勝馬投票法ニ於ケル競馬法第六條第一項ノ規定ニ依リ交付スベキ拂戻金ノ算出方法
六　其ノ他必要ナル事項

前項第一號ノ勝馬投票法ノ種類ニハ單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ノ別ヲ記載スベシ

第一項第二號ノ發賣ニ關スル事項ニハ競馬法第四條第二項及第三項ニ規定スル事項ノ取締ニ關スル方法ヲ詳記スベシ

第一項第五號ノ拂戻金ノ算出方法ニハ甲式及乙式ノ別ヲ記載スベシ

第四條　日本競馬會ノ評議員ハ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ兼ヌルコトヲ得ズ

第五條　理事又ハ監事ノ候補者ノ選擧ヲ行フ爲評議員ヲ招集セントスルトキハ豫メ農商大臣ニ屆出ヅベシ

第六條　削除

第七條　理事又ハ監事ノ候補者ノ選擧終了シタルトキハ日本競馬會ハ遲滯ナク其ノ氏名ヲ農商大臣ニ屆出ヅベシ

第八條　日本競馬會ハ左ニ掲グル事務ヲ掌ラシムル爲各專任ノ職員ヲ置クコトヲ要ス

一　審判
二　發走
三　勝馬ノ確定、競馬ニ關スル異議ノ裁定竝ニ馬ノ所有者、調教師及騎手ノ制裁
四　「ハンデキャップ」ノ作成

前項ノ職員ノ任免ニ付テハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第九條　日本競馬會競馬ヲ開催セントスルトキハ當該競馬ニ關シ左ニ掲グル事務ヲ執行セシムル爲各別ニ開催執務委員ヲ置クコトヲ要ス

一　審判
二　發走
三　出馬及馬場ノ取締
四　檢量
五　勝馬ノ確定、競馬ニ關スル異議ノ裁定竝ニ馬ノ所有者、調教師及騎手ノ制裁
六　「ハンデキャップ」ノ作成
七　場内ノ取締
八　勝馬投票券ノ發賣及拂戻金ノ交付

前項第一號、第二號、第五號及第六號ニ掲グル事務ニ關スル開催執務委員ハ前條ノ職員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アルトキハ理事又ハ他ノ職員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第一項ノ開催執務委員ヲ設置セントスルトキハ豫メ農商大臣ニ屆出ヅベシ

第十條　競馬法第二條第一項但書ノ規定ニ依ル競馬ノ開催ハ或競馬場ニ於テ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ競馬ヲ開催スルコト困難ナル場合ニ於テ之ニ代リ他ノ競馬場ニ於テ開催スルトキニ限ル

第十一條　日本競馬會ハ各季ニ於ケル各競馬場ノ競馬開催ノ日時及番組ノ要項ヲ定メ當該季ノ最初ノ競馬開催ノ六月前迄ニ農商大臣ニ認可ヲ申請スベシ

第十二條　農商大臣前條ノ認可ヲ爲シタル場合ニ於テ別段ノ意思ヲ表示セザル限リ各競馬ノ開催ニ付明ケ

七歳ヲ超エザル内國産新馬三十頭以上ノ出馬登錄馬數ヲ有スベキ條件ヲ附シタルモノトス

第十三條　競走ノ種類ハ駈歩競走、障碍競走及速歩競走トス

第十四條　駈歩競走ノ距離ハ千六百メートル以上、障碍競走ノ距離ハ二千四百メートル以上、速歩競走ノ距離ハ三千二百メートル以上トス

第十五條　明ケ三歳以下ノ馬及馬ノ改良增殖ニ裨益ナキ馬ハ之ヲ競走ニ用フルコトヲ得ズ

第十六條　日本競馬會ハ左ニ掲グル者ニ各別ノ徽章ヲ交付シ競馬場内ニ於テハ常ニ之ヲ佩用セシムベシ

一　有料入場者
二　無料入場者
三　競馬法第五條第一項ニ掲グル者
四　競馬法第五條第二項ニ掲グル者
五　勝馬投票券發賣所及拂戻金交付所ノ係員

第十七條　勝馬投票券發賣所及拂戻金交付所ハ競馬場内ニ之ヲ設ケ且競馬法第四條第二項及第三項ニ規定スル事項ノ取締ニ必要ナル設備ヲ爲スベシ

第十八條　勝馬投票券ノ發賣ハ當該競走ニ參加スベキ馬ノ確定シタル後之ヲ開始シ馬ガ競走ノ出發點ヲ發走スル前之ヲ締切ルベシ

第十九條　勝馬投票券發賣ノ後當該競走ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ヲ生ジタルトキハ其ノ投票ヲ無效トシ日本競馬會ハ券面金額ヲ以テ勝馬投票券ノ買戻ニ應ズベシ發賣シタル勝馬投票券ニ表示セラレタル馬馬場ニ出デザルトキ又ハ馬場ニ出デタル馬開催執務委員ノ宣告ニ依リ發走ヨリ除外セラレタルトキハ其ノ馬ニ對スル勝馬投票券ニ付亦同シ

一　發走スベキ馬一頭ノミト爲リタルコト
二　競走成立セザルコト
三　競走ニ勝馬ナキコト

第二十條　日本競馬會ハ各競走ニ付投票ヲ締切リタルトキハ遲滯ナク各馬ニ對スル勝馬投票券ノ總券面金額（單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ヲ併セ用フル場合ニ於テハ其ノ各ニ區分シタルモノ）ヲ掲示スベシ

第二十一條　單勝式勝馬投票ニ於テハ第一著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トス
複勝式勝馬投票法ニ於テハ第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬（勝馬投票券發賣開始ノ時ニ於テ競走ニ參加スベキ馬七頭以下五頭以上ナルトキハ第一著及第二著ト爲リタル馬、勝馬投票券發賣開始ノ時ニ於テ競走ニ參加スベキ馬四頭以下ナルトキハ第一著ト爲リタル馬）ヲ以テ勝馬トス
第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テ第一著又ハ第二著ト爲リタル馬二頭アルトキハ次著順以下ノ馬ハ之ヲ一著順（二頭ヲ超ユルトキハ其ノ超エタル頭數一頭毎ニ更ニ一著順）宛繰下ゲタル著順ノ馬ト看做ス第一著及第二著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テ第一著ト爲リタル馬二頭以上アルトキ亦同ジ

第二十二條　單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ヲ併セ用フル場合ニ於テ勝馬投票券發賣開始ノ時ニ於テ競走ニ參加スベキ馬四頭以下ナルトキハ其ノ競走ニ付複勝式勝馬投票券ヲ發賣スルコトヲ得ズ

第二十三條　勝馬確定シタルトキハ當該競走ニ對スル勝馬投票券ノ賣得金額（單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ヲ併セ用フル場合ニ於テハ其ノ各ニ區分シタルモノ）ニ付左ノ區分ニ依リ競馬法第六條第一項ノ規定ニ依リ交付スベキ拂戻金ヲ算出シ勝馬投票的中者ニ對シ勝馬投票券引換ニ之ヲ交付スベシ但シ其ノ金額ハ勝馬投票券ノ券面金額ノ百倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

一　單勝式勝馬投票法ニ在リテハ附錄ニ定ムル第一號算式ニ依リ各勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ拂戻スベキ總金額ヲ算出シ之ヨリ附錄ニ定ムル第一號ノ二算式ニ依ル課稅額ヲ控除セル殘額ヲ當該勝馬ニ對スル各勝馬投票券ノ券面金額ニ按分シタルモノヲ以テ拂戻金トス

二　甲式拂戻金算出方法ニ依ル複勝式勝馬投票法ニ在リテハ附錄ニ定ムル第二號算式ニ依リ各勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ拂戻スベキ金率ヲ算出シ之ヨリ附錄ニ定ムル第二號ノ二算式ニ依ル課稅金率ヲ控除セルモノヲ當該勝馬ニ對スル各勝馬投票券ノ券面金額ニ乘ジタルモノヲ以テ拂戻金トス

三　乙式拂戻金算出方法ニ依ル複勝式勝馬投票法ニ在リテハ附錄ニ定ムル第一號算式ニ依リ各勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ拂戻スベキ總金額ヲ算出シ之ヨリ附錄ニ定ムル第一號ノ二算式ニ依ル課稅額ヲ控除セル殘額ヲ當該勝馬ニ對スル各勝馬投票券ノ券面金額ニ按分シタルモノヲ以テ拂戻金トス

前項各號ノ規定ニ依リ拂戻金ノ算出ヲ爲ス場合ニ於テ勝馬投票的中者無キ勝馬アルトキハ其ノ算出ニ付之ヲ勝馬ニ非ザルモノト看做ス

第一項第一號又ハ第三號ノ規定ニ依リ算出シタル拂戻金ノ金額ガ勝馬投票券ノ券面金額ニ滿タザルトキハ其ノ券面金額ヲ以テ拂戻金トス

第二十四條　競馬法第六條第二項ノ規定ニ依リ拂戻スベキ賣得金又ハ超過金アル場合ニ於テハ賣得金ニ在リテハ其ノ金額ヨリ政府ニ納付スベキ金額、賠償得歩合金額及課稅額ヲ控除シタル殘額ヲ、超過金ニ在リテハ其ノ金額ヲ馬場ニ出デタル馬ニシテ勝馬以外ノモノニ對シ投票シタル者ニ對シ其ノ勝馬投票券ノ券面金額ニ應ジ拂戻金トシテ勝馬投票券引換ニ交付スベシ

第二十五條　前二條ノ規定ニ依リ拂戻金ヲ交付スル場合ニ於テ其ノ交付上ノ基礎タル金額ニ一円未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ヲ切捨テ拂戻金ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ端數切捨ニ依リ生ジタル金額ハ日本競馬會ノ收入トス

第二十五條ノ二　日本競馬會ハ各季ノ競馬ノ終了毎ニ其ノ勝馬投票券ノ賣得金額ノ百分ノ八ノ金額ヲ政府ニ納付スベシ

第二十六條　日本競馬會ハ勝馬投票券ノ受拂及勝馬投票券ノ發賣金ノ出納ヲ明瞭ナラシムル爲必要ナル帳簿ヲ別ニ備フベシ

第二十七條　日本競馬會ハ競馬終了後十五日以內ニ左ニ掲グル事項ヲ農商大臣ニ報告スベシ

一　出馬登錄馬及入場馬數

二　馬場ニ出デタル馬ノ名稱、新古ノ別、種類、性、毛色、年齡、所有者及出走回數

三　各競走ニ於ケル受賞馬ノ名稱、著順、賞金額、競走距離、速度、負擔重量、加增距離及騎手

四　入場者ノ員數及入場料ノ金額ニ付第十六條第一項乃至第三號ニ掲グル者ノ區分及其ノ等級區分

五　各競走ニ於ケル勝馬投票券ノ發賣金額及發賣枚數、第十九條ノ規定ニ依リ買戻ニ應ズベキ金額、賣得金額竝ニ第二十三條及第二十四條ノ規定ニ依リ交付スベキ拂戻金ノ總額

六　競馬場內諸般ノ狀況

七　競馬開催ニ關スル收支計算

前項第五號ニ掲グル事項ハ單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ヲ併セ用フル場合ニ於テハ勝馬投票法ノ種類別ニ之ヲ記載スベシ

第二十八條　本則ニ於テ賣得金額トハ勝馬投票券ノ發賣金額ヨリ第十九條ノ規定ニ依リ買戻ニ應ズベキ金額ヲ控除シタルモノヲ謂フ

第二十九條　日本競馬會ハ左ノ方法ニ依リ其ノ資金ヲ管理スベシ但シ日常ノ經費ニ必要ナル資金ハ此ノ限ニ在ラズ

一　國債證券其ノ他ノ有價證券ノ買入
二　銀行預金、信託會社ヘノ信託又ハ郵便貯金

第三十條　日本競馬會ノ事業年度ハ一年トシ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄トス

第三十一條　日本競馬會ハ毎年十月三十一日迄ニ翌年度ノ收支豫算ノ認可ヲ農商大臣ニ申請スベシ
日本競馬會收支豫算ヲ變更セントスルトキハ農商大臣ニ認可ヲ申請スベシ收支豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲サントスル場合亦同ジ

第三十二條　日本競馬會ハ馬場、馬見所、下見所、檢量所、勝馬投票券發賣所、拂戻金交付所、厩舍又ハ著順審判臺ノ設置及其ノ變更ニ付テハ農商大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十三條　日本競馬會ニ於テ其ノ開催スル競馬ニ出走セシムルコトヲ條件トシテ賣却スル馬ノ購入ヲ爲スニ付テハ毎年其ノ計畫ヲ定メ農商大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十四條　日本競馬會ハ毎半年ノ收入及支出額竝ニ資金ノ管理狀況ヲ遲滯ナク農商大臣ニ報告スベシ

第三十五條　日本競馬會ハ毎事業年度終了後三月以內ニ農商大臣ニ決算報告ヲ爲スベシ

附　則

第三十六條　本令ハ昭和十一年法律第三十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十一年九月二十日ヨリ施行）

第三十七條　第九條第二項ノ開催執務委員ハ當分ノ內理事又ハ職員以外ノ者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三十八條　削　除

第三十九條　競馬法第四十六條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ解散ノ決議ニ關スル議事錄寫
財產目錄及貸借對照表ヲ農商大臣ニ提出スベシ

第四十條　競馬法第四十八條第一項ノ規定ニ依リ保留セシムル權利義務ノ範圍ハ農商大臣競馬會審査委員會ノ議ヲ經テ之ヲ決定ス

第四十一條　日本競馬會競馬法第四十七條第一項ノ規定ニ依リ權利義務ヲ承繼シタルトキハ遲滯ナク其ノ權利義務ヲ農商大臣ニ報告スベシ

第四十二條　日本競馬會競馬法第五十條第一項ノ規定ニ依リ公告又ハ通知ヲ爲シタルトキハ其ノ旨農商大臣ニ報告スベシ同條第二項ノ規定ニ依リ擔保ヲ供シタルトキ亦同ジ

附　錄

第一號算式　附則　この省令は公布の日から施行する（農林省令第六十号　二、十、十五）

$$\left(W+\left(\frac{D}{r}\right)\times\left\{1-(R+r)\right\}\right)=T$$

W　ハ當該勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ總券面金額トス

D　ハ馬場ニ出デタル馬ニシテ勝馬以外ノモノニ對スル勝馬投票券ノ總券面金額トス

R　ハ政府ニ納付スベキ金額及競馬會ノ收入スルコトヲ得ベキ賣得歩合金額ノ合計額ノ勝馬投票券ノ賣得金額ニ對スル割合トス

r　ハ賣得金額ニ對スル課稅率トス

P　ハ左表ノ場合ヲ除クノ外勝馬ノ數トス

第一號ノ二算式

$$(T-W)\times r$$

T　ハ第一號算式ニ依リ算出セラレタル各勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ拂戻スベキ總金額トス

W　ハ第一號算式ノWニ同ジ

P′ ハ拂戻スベキ總金額ニ對スル課稅率トス

		P			摘要
		第一著ノ勝馬	第二著ノ勝馬	第三著ノ勝馬	
第一著、第二著及第三著トナリタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	第二著ノ勝馬三頭以上アルトキ	$P'-(N-2)$	$\left\{P'-(N-2)\right\}\times\frac{N}{2}$		P′ ハ勝馬ノ數 N ハ第二著ノ勝馬ノ數
	第三著ノ勝馬二頭以上アルトキ	$P'-(N-1)$	$P'-(N-1)$	$\left\{P'-(N-1)\right\}\times N$	P′ ハ勝馬ノ數 N ハ第三著ノ勝馬ノ數
第一著及第二著トナリタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	第二著ノ勝馬二頭以上アルトキ	$P'-(N-1)$	$\left\{P'-(N-1)\right\}\times N$		P′ ハ勝馬ノ數 N ハ第二著ノ勝馬ノ數

第二號算式

$$「S\times\left\{1-(R+r)\right\}\times\frac{CK}{\sum_{K=1}^{K=N}Wk\times Ck}=tk」$$

S ハ當該競走ニ對スル勝馬投票券ノ實得金額トス

R　ハ政府ニ納付スベキ金額及競馬會ノ收入スルコトヲ得ベキ賣得歩合金額ノ合計額ノ勝馬投票券ノ賣得金額ニ對スル割合トス

r　ハ賣得金額ニ對スル課税率トス

第二號ノ二算式

$(t_1 - 1) \times r'$

t_1　ハ第一著、t_2ハ第二著、t_3ハ第三著ノ勝馬ニ對シ第二號算式ニ依リ算出セラレタル勝馬投票券ノ拂戻スベキ金率トス

r'　ハ拂戻スベキ總金額ニ對スル課税率トス

N　ハ第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テハ3、第一著及第二著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テハ2、第一著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テハ1トス

W_1　ハ第一著、W_2ハ第二著、W_3ハ第三著ノ勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ總券面金額トス

C　ハ左表ニ依ル

	(第一著ノ勝馬) C_1	(第二著ノ勝馬) C_2	(第三著ノ勝馬) C_3
第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	3	2	1
第一著及第二著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	2	1	
第一著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	1		

◉日本競馬會ノ政府ニ納付スベキ金額ニ關スル件

昭和十四年三月二十八日農林省令第十六號

昭和十四年法律第三十八號第一項ノ規定ニ依ル日本競馬會ノ政府ニ納付スベキ金額ニ關スル件左ノ通リ定ム

競馬法第八條第一項ノ規定ニ依リ日本競馬會ガ政府ニ納付スベキ金額ハ競馬法施行規則第二十五條ノ二ノ率ニ拘ラズ其ノ勝馬投票券ノ賣得金額ノ百分ノ十一・五ノ金額トス

附則

本令ハ昭和十四年法律第三十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

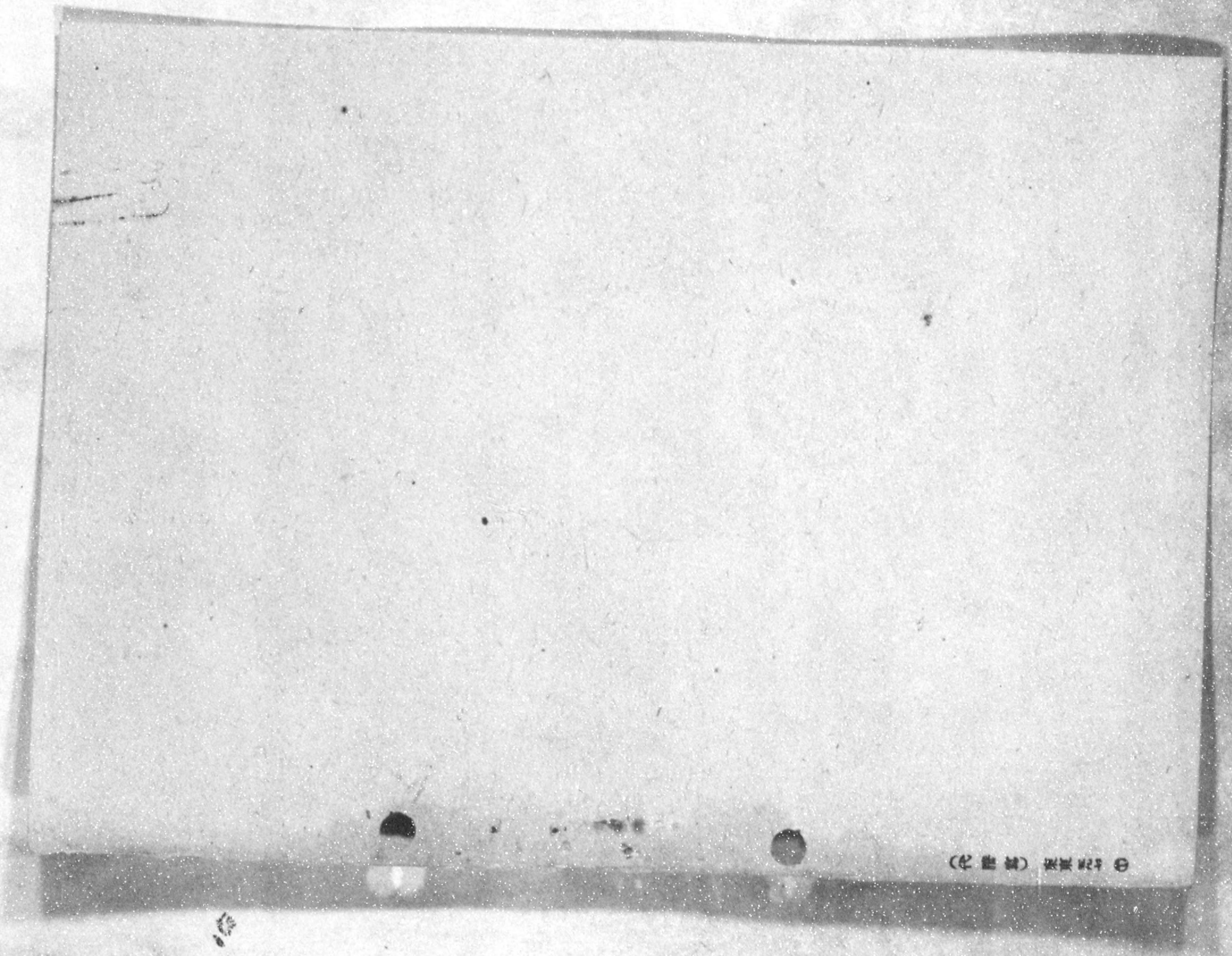

Hume —
breeding
land etc

競馬法及競馬法施行規則

（附）競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律

日本競馬會ノ政府ニ納付スベキ金額ニ關スル件

昭和十八年十一月

競馬法

大正十二年四月十日公布法律第四十七號

改正（昭和四年三月二十七日公布法律第三十八號　昭和六年三月三十一日公布法律第三十三號　昭和十一年五月二十九日公布法律第三十一號　昭和十五年三月二十九日公布法律第五十九號）

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル競馬法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム（總理、陸軍、農商務大臣副署）

競馬法

第一條　本法ニ依ル競馬ハ日本競馬會ニ限リ之ヲ行フコトヲ得

第二條　競馬ノ開催ハ競馬場毎ニ年二回ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ年三回開催スルコトヲ得

競馬開催ノ期間ハ毎回八日内トス

第三條　競馬ヲ開催スルトキハ入場者ヨリ入場料ヲ徵收スベシ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ無料入場者ト定メタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　日本競馬會ハ入場者ニ對シ券面金額五圓以上二十圓以下ノ勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ發賣スルコトヲ得

勝馬投票券ノ發賣ハ競馬一競走ニ付一人一枚ヲ限リ單勝式勝馬投票券及複勝式勝馬投票券ヲ發賣スル場合ニ於テハ競馬一競走ニ付一人各一枚ヲ限ル

勝馬投票券ハ之ヲ讓渡スコトヲ得ズ

第五條　學生生徒又ハ未成年者ニ對シ勝馬投票券ヲ發賣スルコトヲ得ズ

日本競馬會ノ役員又ハ當該競馬ニ關スル開催執務委員、調教師、騎手、馬丁其ノ他競馬ノ事務ニ從事スル者ニ對シ亦前項ニ同ジ

第六條　日本競馬會ハ勝馬投票的中者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ當該競走ニ付テノ勝馬投票券ノ賣得金

ノ額ヲ超エザル範圍内ニ於テ拂戻金ヲ交付スルモノトス但シ其ノ金額ハ勝馬投票券ノ券面金額ノ十倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

勝馬投票的中者無キ場合ニ於ケル賣得金又ハ前項但書ノ規定ニ依リ生ジタル超過金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ勝馬投票券ヲ購買シタル者ニ拂戻スベシ

前二項ノ拂戻金ノ債權ハ一年間之ヲ行ハザルトキハ時效ニ依リテ消滅ス

第七條　入場料ノ金額、勝馬投票券ノ券面金額及發賣方法竝前條ノ拂戻金ノ支給方法ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第八條　勝馬投票券ヲ發賣シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ賣得金ノ額ノ百分ノ八以内ヲ相當スル金額ヲ政府ニ納付スベシ

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本競馬會ノ保有スル資金ガ其ノ保有スベキ準備資金ノ最高額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ政府ニ納付セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル納付金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第一項及第二項ノ規定ニ依ル納付金ノ額ニ相當スル金額ハ馬ノ改良增殖及馬事思想ノ普及ノ爲必要ナル經費竝ニ社會事業ノ爲必要ナル經費ニ充ツルコトヲ要ス馬ノ改良增殖及馬事思想ノ普及ノ爲必要ナル經費ニ充ツル金額ハ納付金ノ額ニ相當スル金額ノ四分ノ三ヲ下ルコトヲ得ズ

前項規定ノ適用ニ付テハ金額ノ算出ハ各年度ニ於テ其ノ年度ノ豫算金額ニ依ル

競馬場ノ開設又ハ維持、競走馬ノ出馬登錄又ハ出場、競馬ノ觀覽、勝馬投票券ノ發賣又ハ購買、拂戻金又ハ競馬賞金ノ交付又ハ受領其ノ他競馬ノ施行又ハ開催ニ關シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第九條　日本競馬會ハ勝馬投票券ノ賣得金ノ額ニ對シ其ノ定ムル歩合ノ金額ヲ賣得歩合金トシテ收得スル

コトヲ得但シ前條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ納付スベキ金額ト賣得歩合金額トノ合計ハ賣得金ノ額ノ百分ノ十五ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十條 日本競馬會ハ法人トシ馬ノ改良增殖及馬事思想ノ普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス

日本競馬會ハ前項ノ目的ヲ達スル爲本法ニ依リ競馬ヲ行フノ外業務規則ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事業ヲ行フコトヲ得

第十一條 日本競馬會ハ全國ヲ通シ一箇トシ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク

第十二條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ日本競馬會ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

設立委員ハ業務規則ヲ作リ主務大臣ニ日本競馬會設立ノ認可ヲ申請スベシ

日本競馬會ハ前項ノ認可アリタル時成立ス

第十三條 業務規則ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 目的
二 名稱
三 事務所
四 競馬場
五 役員ニ關スル規定
六 事業及其ノ執行ニ關スル規定
七 資產及會計ニ關スル規定
八 業務規則ノ變更ニ關スル規定

業務規則ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十四條 日本競馬會ハ其ノ成立ノ日ヨリ三週間以內ニ各事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコト

ヲ要ス

一 目的

二 名稱

三 事務所

四 成立ノ年月日

五 資産ノ總額

六 理事長、副理事長、理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス但シ前項第五號ニ掲グル事項ニ付テハ毎會計年度末日ノ現在ニ依リ會計年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

本法ニ依リ登記シタル事項ハ裁判所遲滯ナク之ヲ公告スベシ

第十五條 民法第四十四條、第四十五條第二項第三項、第四十七條、第四十八條、第五十條、第五十四條第五十五條、第五十七條、第六十八條第一項及第七十條乃至第八十三條並ニ非訟事件手續法第三十五條第三十六條、第三十七條ノ二、第百十七條、第百十九條乃至第百二十二條、第百三十六條乃至第百三十八條、第百四十二條乃至第百五十七條及第百七十五條乃至第百七十七條ノ規定ハ日本競馬會ニ之ヲ準用ス但シ民法第四十五條第三項、第四十八條第一項及第七十七條中一週間トアルハ之ヲ二週間トス

第十六條 日本競馬會ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

日本競馬會ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登錄稅ヲ課セズ

第十七條 日本競馬會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長 一人

副理事長　一人
理事　若干人
監事　若干人
評議員　二十五人以内

第十八條　理事長ハ日本競馬會ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス
副理事長ハ理事長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ
副理事長及理事ハ理事長ヲ補助シ業務規則ノ定ムル所ニ從ヒ日本競馬會ノ業務ヲ掌理ス
監事ハ日本競馬會ノ業務ヲ監査ス

第十九條　理事長及副理事長ハ主務大臣之ヲ命ズ
理事及監事ハ業務規則ノ定ムル所ニ依リ評議員ニ於テ其ノ候補者ヲ選擧シ主務大臣之ヲ命ズ
理事長、副理事長及理事ノ任期ハ五年、監事ノ任期ハ三年トス

第二十條　評議員ハ主務大臣之ヲ命ズ
評議員ハ名譽職トシ前條第二項ノ規定ニ依ル選擧ヲ爲スノ外業務ノ執行ニ關スル重要事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ズルモノトス
評議員ノ任期ハ三年トス

第二十一條　日本競馬會競馬ヲ開催セントスルトキハ當該競馬ニ關スル事務ヲ執行セシムル爲命令ノ定ムル所ニ依リ開催執務委員ヲ置クコトヲ要ス

第二十二條　日本競馬會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ資金ヲ管理スベシ

第二十三條　主務大臣ハ日本競馬會ノ業務ヲ監督ス

第二十四條　日本競馬會ハ左ニ掲グル事項ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

一　借入金
二　債務ノ保證
三　不動產ノ取得又ハ處分
四　收支豫算

第二十五條　主務大臣ハ日本競馬會ニ對シ業務規則又ハ收支豫算ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條　主務大臣ハ日本競馬會ニ對シ馬ノ改良增殖及馬事思想ノ普及ノ爲必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條　主務大臣ハ日本競馬會又ハ其ノ役員若ハ開催執務委員ノ行爲ガ法令、之ニ基キテ爲ス處分若ハ業務規則ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スル虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　競馬ノ停止
二　勝馬投票券發賣ノ停止又ハ制限
三　役員ノ解任
四　開催執務委員ノ職務執行ノ停止

第二十八條　日本競馬會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十九條　主務大臣ハ特ニ日本競馬會監理官ヲ置キ日本競馬會ノ業務ヲ監視セシム

第三十條　日本競馬會監理官ハ何時ニテモ日本競馬會ノ業務及財產ノ狀況ヲ檢查スルコトヲ得
日本競馬會監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ日本競馬會ニ命ジテ業務上諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

173072

日本競馬會監理官ハ日本競馬會ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

第三十一條 日本競馬會ニ非ザルモノハ日本競馬會又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第三十二條 主務大臣ハ本法ニ依ル競馬ニ關與スル調教師又ハ騎手ノ取締ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ五千圓以下ノ罰金ニ處シ又ハ其ノ刑ヲ併科ス

一 日本競馬會ニ非ズシテ勝馬投票券ヲ發賣シタル者

二 第二十七條第二號ノ停止又ハ制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ發賣シタル者

三 本法ニ依ル競馬ノ競走ニ關シ業トシテ多數ノ者ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタル者

四 第五條第二項ニ掲グル者ニシテ前號ニ規定スル行爲ノ相手方ト爲リタルモノ

第三十四條 開催執務委員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

團體若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、團體若ハ多衆ヲ假裝シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ數人共同シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ發賣シタル者

二 第五條ノ規定ニ違反シタル者

三 第五條第二項ニ掲グル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタルモノ

四 第六條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ拂戻金ヲ交付シタル者

五　第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルニ非ザル券面金額ノ勝馬投票券ヲ發賣シタル者

六　第三十三條第一號乃至第三號ノ一ニ規定スル行爲ノ相手方ト爲リタル者

第三十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ購買シタル者

二　第五條第一項ニ掲グル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタルモノ

三　勝馬投票券ヲ讓渡シ又ハ讓受ケタル者

三四　第六條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル拂戻金ノ交付ヲ受ケタル者

第三十七條　日本競馬會ノ役員又ハ開催執務委員ガ其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第三十八條　前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十九條　日本競馬會ノ理事長、副理事長、理事、監事若ハ開催執務委員又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ千圓以下ノ過料ニ處ス

一　本法ニ於テ主務大臣ノ許可又ハ認可ヲ受クベキ場合ニ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケザルトキ

二　第二十二條ノ規定ニ違反シタルトキ

三　第二十五條、第二十六條又ハ第二十七條第四號ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ

四　本法ニ基キテ爲ス登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
五　民法第八十二條第二項ノ規定ニ依ル裁判所ノ檢査ヲ妨ゲタルトキ
六　第二十八條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ官廳ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
七　民法第七十條又ハ第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
八　民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第四十條　第三十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第四十一條　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十二年勅令第三百二十三號ヲ以テ大正十二年七月一日ヨリ施行）

本法ニ依ル競馬ヲ行フ法人ノ數ハ當分ノ內十一以內トス

附　則（昭和四年法律第八號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和四年勅令第二十號ヲ以テ昭和四年四月一日ヨリ施行）

附　則（昭和六年法律第三十三號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和六年勅令第九十八號ヲ以テ昭和六年六月一日ヨリ施行）

附　則（昭和十一年法律第三十一號）

第四十二條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十一年勅令第三百三十四號ヲ以テ昭和十一年九月二十日ヨリ施行）

第四十三條　從前ノ第一條ノ法人ハ本法施行後ト雖モ日本競馬會成立ノ日ヨリ一年以內ハ競馬ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ命令ノ定ムル所ニ依リ勝馬投票券賣得金ノ額ノ百分ノ八以

内ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スルモノトス

第四十四條　本法ニ依リ日本競馬會ノ競馬ヲ開催スル競馬場ノ數ハ當分ノ内十一以内トス

第四十五條　從前ノ第一條ノ法人及社團法人帝國競馬協會ハ日本競馬會成立ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキ解散ス

第四十六條　從前ノ第一條ノ法人及社團法人帝國競馬協會ノ總會ノ決議ニ依ル解散ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十七條　從前ノ第一條ノ法人及社團法人帝國競馬協會解散シタル場合ニ於テハ其ノ權利義務ハ日本競馬會之ヲ承繼ス

前項ノ場合ニ於ケル解散ノ登記ハ解散シタル法人ノ理事ノ申請ニ依リ之ヲ爲ス

第四十八條　前條第一項ノ場合ニ於テ主務大臣特別ノ事由アリト認ムル法人ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ權利義務ノ一部ヲ保留セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ其ノ權利義務ノ一部ヲ保留シタル法人ハ其ノ權利義務ニ付民法ノ規定ニ依リ清算ヲ爲スコトヲ要ス

第四十九條　日本競馬會第四十七條ノ規定ニ依リ承繼シタル不動產ニ關スル權利ノ取得ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登錄稅ノ額ハ不動產ノ價格ノ千分ノ三トス但シ登錄稅法ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ガ本條ニ依リ算出シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ稅額ニ依ル

北海道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本競馬會ニ對シ第四十七條ノ規定ニ依リ承繼シタル不動產ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第五十條　日本競馬會第四十七條ノ規定ニ依リ從前ノ第一條ノ法人又ハ社團法人帝國競馬協會ノ權利義務ヲ承繼シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公告シ且從前ノ第一條ノ法人又ハ社團法人帝國競馬協會ノ債權者ニシ

テ知レタルモノニ對シ各別ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

日本競馬會ノ承繼シタル債務中辨濟期ノ至ラザルモノアルトキハ日本競馬會ハ其ノ債權者ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

第五十一條　日本競馬會設立當時ノ理事及評議員ノ任期ニ付テハ第十九條第三項及第二十條第三項ノ規定ニ拘ラズ各五年以内又ハ三年以内ニ於テ業務規則ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

この[illegible]法律は、公布の日から、これを施行する。昭和二十年十月十五日勅令第三七五号

競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律

昭和十四年三月二十八日公布法律第十八號

陛下帝國議會ノ協贊ヲ經タル競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム（總理、農林大臣副署）

競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律

競馬法第八條第一項ノ規定ニ依リ日本競馬會ガ政府ニ納付スベキ金額ハ同項ノ制限ニ拘ラズ其ノ賣得金ノ額ノ百分ノ十一。五以內ニ於テ命令ノ定ムル金額トス

前項ノ規定ニ依ル政府ニ納付スベキ金額ト競馬法第九條ノ規定ニ依ル賣得歩合金額トノ合計ハ賣得金ノ額ノ百分ノ十八ヲ超ユルコトヲ得ズ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ大東亞戰爭終了後其ノ翌年十二月三十一日迄ニ之ヲ廢止スルモノトス

◉競馬法施行規則

昭和十一年九月十九日農林省令第二十七號

改正
昭和十三年十二月七日農林省令第四十五號
昭和十六年四月二十四日農林省令第二十四號
昭和十六年十二月十七日農林省令第百三號
昭和十七年二月二十八日農林省令第二十二號
昭和十七年四月四日農林省令第三十七號
昭和十八年一月三十日農林省令第四號

競馬法施行規則左ノ通改正ス

競馬法施行規則

第一條 日本競馬會ハ其ノ成立後遲滯ナク競馬ノ施行、勝馬投票券ノ發賣及拂戾金ノ交付竝ニ庶務、會計及資産ノ管理ニ關スル規程ヲ定メ農商大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二條 競馬ノ施行ニ關スル規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 入場者及入場料ニ關スル事項
二 番組ノ編成ニ關スル事項
三 競走馬ニ關スル事項
四 競走ノ種類及名稱ニ關スル事項
五 開催執務委員ノ執務ニ關スル事項
六 負擔重量及加增距離ニ關スル事項
七 發走及審判ニ關スル事項
八 馬ノ所有者、調教師、騎手及馬丁ニ關スル事項
九 勝馬ノ確定、競馬ニ關スル異議ノ裁定竝ニ馬ノ所有者、調教師及騎手ノ制裁ニ關スル事項
十 場內ノ取締ニ關スル事項
十一 其ノ他必要ナル事項

第三條 勝馬投票券ノ發賣及拂戾金ノ交付ニ關スル規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　勝馬投票法ノ種類
二　勝馬投票券ノ券面金額、様式及發賣ニ關スル事項
三　競馬法第九條ノ賣得歩合金ニ關スル事項
四　競馬法第六條ノ規定ニ依ル拂戻金ノ交付方法
五　複勝式勝馬投票法ニ於ケル競馬法第六條第一項ノ規定ニ依リ交付スベキ拂戻金ノ算出方法
六　其ノ他必要ナル事項

前項第一號ノ勝馬投票法ノ種類ニハ單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ノ別ヲ記載スベシ

第一項第二號ノ發賣ニ關スル事項ニハ競馬法第四條第二項及第三項ニ規定スル事項ノ取締ニ關スル方法ヲ詳記スベシ

第一項第五號ノ拂戻金ノ算出方法ニハ甲式及乙式ノ別ヲ記載スベシ

第四條　日本競馬會ノ評議員ハ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ兼ヌルコトヲ得ズ

第五條　理事又ハ監事ノ候補者ノ選擧ヲ行フ爲評議員ヲ招集セントスルトキハ豫メ農商大臣ニ屆出ヅベシ

第六條　削除

第七條　理事又ハ監事ノ候補者ノ選擧終了シタルトキハ日本競馬會ハ遲滯ナク其ノ氏名ヲ農商大臣ニ屆出ヅベシ

第八條　日本競馬會ハ左ニ掲グル事務ヲ掌ラシムル爲各專任ノ職員ヲ置クコトヲ要ス

一　審判
二　發走
三　勝馬ノ確定、競馬ニ關スル異議ノ裁定竝ニ馬ノ所有者、調教師及騎手ノ制裁
四　「ハンデキャツプ」ノ作成

DECLASSIFIED E.O. 12958 SEC. 3(E) NND 3(b) OR (E) NNDG # 775072

前項ノ職員ノ任免ニ付テハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第九條　日本競馬會競馬ヲ開催セントスルトキハ當該競馬ニ關シ左ニ掲グル事務ヲ執行セシムル爲各別ニ開催執務委員ヲ置クコトヲ要ス

一　審判
二　發走
三　出馬及馬場ノ取締
四　檢量
五　勝馬ノ確定、競馬ニ關スル異議ノ裁定竝ニ馬ノ所有者、調教師及騎手ノ制裁
六　「ハンデキャップ」ノ作成
七　場内ノ取締
八　勝馬投票券ノ發賣及拂戻金ノ交付

前項第一號、第二號、第五號及第六號ニ掲グル事務ニ關スル開催執務委員ハ前條ノ職員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アルトキハ理事又ハ他ノ職員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第一項ノ開催執務委員ヲ設置セントスルトキハ豫メ農商大臣ニ屆出ヅベシ

第十條　競馬法第二條第一項但書ノ規定ニ依ル競馬ノ開催ハ或競馬場ニ於テ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ競馬ヲ開催スルコト困難ナル場合ニ於テ之ニ代リ他ノ競馬場ニ於テ開催スルトキニ限ル

第十一條　日本競馬會ハ各季ニ於ケル各競馬場ノ競馬開催ノ日時及番組ノ要項ヲ定メ當該季ノ最初ノ競馬開催ノ六月前迄ニ農商大臣ニ認可ヲ申請スベシ

第十二條　農商大臣前條ノ認可ヲ爲シタル場合ニ於テ別段ノ意思ヲ表示セザル限リ各競馬ノ開催ニ付明ケ

DECLASSIFIED EXCEPTION PER E.O. 3(E) AND 3(D) OR (E) NNDG # 775072

七歳ヲ超エザル內國產新馬三十頭以上ノ出馬登錄馬數ヲ有スベキ條件ヲ附シタルモノトス

第十三條　競走ノ種類ハ駈歩競走、障碍競走及速歩競走トス

第十四條　駈歩競走ノ距離ハ千六百メートル以上、障碍競走ノ距離ハ二千四百メートル以上、速歩競走ノ距離ハ三千二百メートル以上トス

第十五條　明ケ三歳以下ノ馬及馬ノ改良增殖ニ裨益ナキ馬ハ之ヲ競走ニ用フルコトヲ得ズ

第十六條　日本競馬會ハ左ニ掲グル者ニ各別ノ徽章ヲ交付シ競馬場內ニ於テハ常ニ之ヲ佩用セシムベシ

一　有料入場者

二　無料入場者

三　競馬法第五條第一項ニ掲グル者

四　競馬法第五條第二項ニ掲グル者

五　勝馬投票券發賣所及拂戻金交付所ノ係員

第十七條　勝馬投票券發賣所及拂戻金交付所ハ競馬場內ニ之ヲ設ケ(クベシ)且競馬法第四條第二項及第三項ニ規定スル事項ノ取締ニ必要ナル設備ヲ爲スベシ

第十八條　勝馬投票券ノ發賣ハ當該競走ニ參加スベキ馬ノ確定シタル後之ヲ開始シ馬ガ競走ノ出發點ヲ發走スル前之ヲ締切ルベシ

第十九條　勝馬投票券發賣ノ後當該競走ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ヲ生ジタルトキハ其ノ投票ヲ無效トシ日本競馬會ハ券面金額ヲ以テ勝馬投票券ノ買戻ニ應ズベシ發賣シタル勝馬投票券ニ表示セラレタル馬馬場ニ出デザルトキ又ハ馬場ニ出デタル馬開催執務委員ノ宣告ニ依リ發走ヨリ除外セラレタルトキハ其ノ馬ニ對スル勝馬投票券ニ付亦同ジ

一　發走スベキ馬一頭ノミト爲リタルコト

二　競走成立セザルコト

三　競走ニ勝馬ナキコト

第二十條　日本競馬會ハ各競走ニ付投票ヲ締切リタルトキハ遲滯ナク各馬ニ對スル勝馬投票券ノ總券面金額（單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ヲ併セ用フル場合ニ於テハ其ノ各ニ區分シタルモノ）ヲ掲示スベシ

第二十一條　單勝式勝馬投票ニ於テハ第一著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トス

複勝式勝馬投票法ニ於テハ第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬（勝馬投票券發賣開始ノ時ニ於テ競走ニ參加スベキ馬七頭以下五頭以上ナルトキハ第一著及第二著ト爲リタル馬、勝馬投票券發賣開始ノ時ニ於テ競走ニ參加スベキ馬四頭以下ナルトキハ第一著ト爲リタル馬）ヲ以テ勝馬トス

第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テ第一著又ハ第二著ト爲リタル馬二頭アルトキハ次著順以下ノ馬ハ之ヲ一著順（二頭ヲ超ユルトキハ其ノ超エタル頭數一頭毎ニ更ニ一著順）宛繰下ゲタル著順ノ馬ト看做ス第一著及第二著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テ第一著ト爲リタル馬二頭以上アルトキ亦同ジ

第二十二條　單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ヲ併セ用フル場合ニ於テ勝馬投票券發賣開始ノ時ニ於テ競走ニ參加スベキ馬四頭以下ナルトキハ其ノ競走ニ付複勝式勝馬投票券ヲ發賣スルコトヲ得ズ

第二十三條　勝馬確定シタルトキハ當該競走ニ對スル勝馬投票券ノ賣得金額（單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ヲ併セ用フル場合ニ於テハ其ノ各ニ區分シタルモノ）ニ付左ノ區分ニ依リ競馬法第六條第一項ノ規定ニ依リ交付スベキ拂戻金ヲ算出シ勝馬投票的中者ニ對シ勝馬投票券引換ニ之ヲ交付スベシ但シ其ノ金額ハ勝馬投票券ノ券面金額ノ百倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

一　單勝式勝馬投票法ニ在リテハ附錄ニ定ムル第一號算式ニ依リ各勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ拂戻スベキ總金額ヲ算出シ之ヨリ附錄ニ定ムル第一號ノ二算式ニ依ル課稅額ヲ控除セル殘額ヲ當該勝馬ニ對スル各勝馬投票券ノ券面金額ニ按分シタルモノヲ以テ拂戻金トス

二　甲式拂戻金算出方法ニ依ル複勝式勝馬投票法ニ在リテハ附錄ニ定ムル第二號算式ニ依リ各勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ拂戻スベキ金率ヲ算出シ之ヨリ附錄ニ定ムル第二號ノ二算式ニ依ル課稅金率ヲ控除セルモノヲ當該勝馬ニ對スル各勝馬投票券ノ券面金額ニ乘ジタルモノヲ以テ拂戻金トス

三　乙式拂戻金算出方法ニ依ル複勝式勝馬投票法ニ在リテハ附錄ニ定ムル第一號算式ニ依リ各勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ拂戻スベキ總金額ヲ算出シ之ヨリ附錄ニ定ムル第一號ノ二算式ニ依ル課稅額ヲ控除セル殘額ヲ當該勝馬ニ對スル各勝馬投票券ノ券面金額ニ按分シタルモノヲ以テ拂戻金トス

前項各號ノ規定ニ依リ拂戻金ノ算出ヲ爲ス場合ニ於テ勝馬投票的中者無キ勝馬アルトキハ其ノ算出ニ付之ヲ勝馬ニ非ザルモノト看做ス

第一項第一號又ハ第三號ノ規定ニ依リ算出シタル拂戻金ノ金額ガ勝馬投票券ノ券面金額ニ滿タザルトキハ其ノ券面金額ヲ以テ拂戻金トス

第二十四條　競馬法第六條第二項ノ規定ニ依リ拂戻スベキ賣得金又ハ超過金アル場合ニ於テハ賣得金ニ在リテハ其ノ金額ヨリ政府ニ納付スベキ金額、賣得歩合金額及課稅額ヲ控除シタル殘額ヲ、超過金ニ在リテハ其ノ金額ヲ馬場ニ出デタル馬ニシテ勝馬以外ノモノニ對シ投票シタル者ニ對シ其ノ勝馬投票券ノ券面金額ニ應ジ拂戻金トシテ勝馬投票券引換ニ交付スベシ

第二十五條　前二條ノ規定ニ依リ拂戻金ヲ交付スル場合ニ於テ其ノ交付上ノ基礎タル金額ニ一円未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ヲ切捨テ拂戻金ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ端數切捨ニ依リ生ジタル金額ハ日本競馬會ノ收入トス

第二十五條ノ二　日本競馬會ハ各季ノ競馬ノ終了毎ニ其ノ勝馬投票券ノ賣得金額ノ百分ノ八ノ金額ヲ政府ニ納付スベシ

第二十六條　日本競馬會ハ勝馬投票券ノ受拂及勝馬投票券ノ發賣金ノ出納ヲ明瞭ナラシムル爲必要ナル帳簿ヲ別ニ備フベシ

第二十七條　日本競馬會ハ競馬終了後十五日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ農商大臣ニ報告スベシ

一　出馬登錄馬及入場馬數

二　馬場ニ出デタル馬ノ名稱、新古ノ別、種類、性、毛色、年齡、所有者及出走回數

三　各競走ニ於ケル受賞馬ノ名稱、著順、賞金額、競走距離、速度、負擔重量、加增距離及騎手

四　入場者ノ員數及入場料ノ金額ニ付第十六條第一項乃至第三號ニ掲グル者ノ區分及其ノ等級區分

五　各競走ニ於ケル勝馬投票券ノ發賣金額及發賣枚數、第十九條ノ規定ニ依リ買戻ニ應ズベキ金額、賣得金額竝ニ第二十三條及第二十四條ノ規定ニ依リ交付スベキ拂戻金ノ總額

六　競馬場内諸般ノ狀況

七　競馬開催ニ關スル收支計算

前項第五號ニ掲グル事項ハ單勝式勝馬投票法及複勝式勝馬投票法ヲ併セ用フル場合ニ於テハ勝馬投票法ノ種類別ニ之ヲ記載スベシ

第二十八條　本則ニ於テ賣得金額トハ勝馬投票券ノ發賣金額ヨリ第十九條ノ規定ニ依リ買戻ニ應ズベキ金額ヲ控除シタルモノヲ謂フ

第二十九條　日本競馬會ハ左ノ方法ニ依リ其ノ資金ヲ管理スベシ但シ日常ノ經費ニ必要ナル資金ハ此ノ限ニ在ラズ

一　國債證券其ノ他ノ有價證券ノ買入
二　銀行預金、信託會社ヘノ信託又ハ郵便貯金

第三十條　日本競馬會ノ事業年度ハ一年トシ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄トス

第三十一條　日本競馬會ハ毎年十月三十一日迄ニ翌年度ノ收支豫算ノ認可ヲ農商大臣ニ申請スベシ
日本競馬會收支豫算ヲ變更セントスルトキハ農商大臣ニ認可ヲ申請スベシ收支豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲サントスル場合亦同ジ

第三十二條　日本競馬會ハ馬場、馬見所、下見所、檢量所、勝馬投票券發賣所、拂戻金交付所、厩舍又ハ著順審判臺ノ設置及其ノ變更ニ付テハ農商大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十三條　日本競馬會ニ於テ其ノ開催スル競馬ニ出走セシムルコトヲ條件トシテ賣却スル馬ノ購入ヲ爲スニ付テハ毎年其ノ計畫ヲ定メ農商大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十四條　日本競馬會ハ毎半年ノ收入及支出額竝ニ資金ノ管理狀況ヲ遲滯ナク農商大臣ニ報告スベシ

第三十五條　日本競馬會ハ毎事業年度終了後三月以內ニ農商大臣ニ決算報告ヲ爲スベシ

附　則

第三十六條　本令ハ昭和十一年法律第三十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十一年九月二十日ヨリ施行）

第三十七條　第九條第二項ノ開催執務委員ハ當分ノ內理事又ハ職員以外ノ者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三十八條　削　除

第三十九條　競馬法第四十六條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ解散ノ決議ニ關スル議事錄寫財產目錄及貸借對照表ヲ農商大臣ニ提出スベシ

第四十條　競馬法第四十八條第一項ノ規定ニ依リ保留セシムル權利義務ノ範圍ハ農商大臣競馬會審査委員會ノ議ヲ經テ之ヲ決定ス

第四十一條　日本競馬會競馬法第四十七條第一項ノ規定ニ依リ權利義務ヲ承繼シタルトキハ遲滯ナク其ノ權利義務ヲ農商大臣ニ報告スベシ

第四十二條　日本競馬會競馬法第五十條第一項ノ規定ニ依リ公告又ハ通知ヲ爲シタルトキハ其ノ旨農商大臣ニ報告スベシ同條第二項ノ規定ニ依リ擔保ヲ供シタルトキ亦同ジ

附　錄

第一號算式

$$\left(W+\frac{D}{P}\right)\times\left\{1-(R+r)\right\}=T$$

W　ハ當該勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ總券面金額トス

D　ハ馬場ニ出デタル馬ニシテ勝馬以外ノモノニ對スル勝馬投票券ノ總券面金額トス

R　ハ政府ニ納付スベキ金額及競馬會ノ收入スルコトヲ得ベキ賣得歩合金額ノ合計額ノ勝馬投票券ノ賣得金額ニ對スル割合トス

r　ハ賣得金額ニ對スル課稅率トス

P　ハ左表ノ場合ヲ除クノ外勝馬ノ數トス

第一號ノ二算式

$$(T-W)\times r$$

T　ハ第一號算式ニ依リ算出セラレタル各勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ拂戻スベキ總金額トス

W　ハ第一號算式ノWニ同ジ

附則　この省令は公布の日から、これを施行する（農林省令第六十七号　三、十、十五）

r′ ハ拂戻スベキ總金額ニ對スル課稅率トス

		第一著ノ勝馬	第二著ノ勝馬	第三著ノ勝馬	摘要
第一著、第二著及第三著トタルル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	第二著ノ勝馬三頭以上アルトキ	$P'-(N-2)$	$\{P'-(N-2)\}\times\frac{N}{2}$		P′ハ勝馬ノ數 N ハ第二著ノ勝馬ノ數
	第三著ノ勝馬二頭以上アルトキ	$P'-(N-1)$	$P'-(N-1)$	$\{P'-(N-1)\}\times N$	P′ハ勝馬ノ數 N ハ第三著ノ勝馬ノ數
第一著及第二著トタルル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	第二著ノ勝馬二頭以上アルトキ	$P'-(N-1)$	$\{P'-(N-1)\}\times N$		P′ハ勝馬ノ數 N ハ第二著ノ勝馬ノ數

第二號算式

$$\left[S\times\left\{1-(R+r)\right\}\times\frac{C_K}{\sum_{K=1}^{K=N}W_k\times C_k}=t_k\right]$$

S ハ當該競走ニ對スル勝馬投票券ノ賣得金額トス

R ハ政府ニ納付スベキ金額及競馬會ノ收入スルコトヲ得ベキ賣得歩合金額ノ合計額ノ勝馬投票券ノ賣得金額ニ對スル割合トス

r ハ賣得金額ニ對スル課税率トス

第二號ノ二算式

$(t_1 r - 1) \times r'$

t_1 ハ第一著、t_2 ハ第二著、t_3 ハ第三著ノ勝馬ニ對シ第二號算式ニ依リ算出セラレタル勝馬投票券ノ拂戻スベキ金率トス

r' ハ拂戻スベキ總金額ニ對スル課税率トス

N ハ第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テハ3、第一著及第二著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テハ2、第一著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合ニ於テハ1トス

W_1 ハ第一著、W_2 ハ第二著、W_3 ハ第三著ノ勝馬ニ對スル勝馬投票券ノ總券面金額トス

C ハ左表ニ依ル

	(第一著ノ勝馬) C_1	(第二著ノ勝馬) C_2	(第三著ノ勝馬) C_3
第一著、第二著及第三著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	3	2	1
第一著及第二著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	2	1	
第一著ト爲リタル馬ヲ以テ勝馬トスル場合	1		

◉日本競馬會ノ政府ニ納付スベキ金額ニ關スル件

昭和十四年三月二十八日農林省令第十六號

昭和十四年法律第三十八號第一項ノ規定ニ依ル日本競馬會ノ政府ニ納付スベキ金額ニ關スル件左ノ通リ定ム

競馬法第八條第一項ノ規定ニ依リ日本競馬會ガ政府ニ納付スベキ金額ハ競馬法施行規則第二十五條ノ二ノ率ニ拘ラズ其ノ勝馬投票券ノ賣得金額ノ百分ノ十一・五ノ金額トス

附則

本令ハ昭和十四年法律第三十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

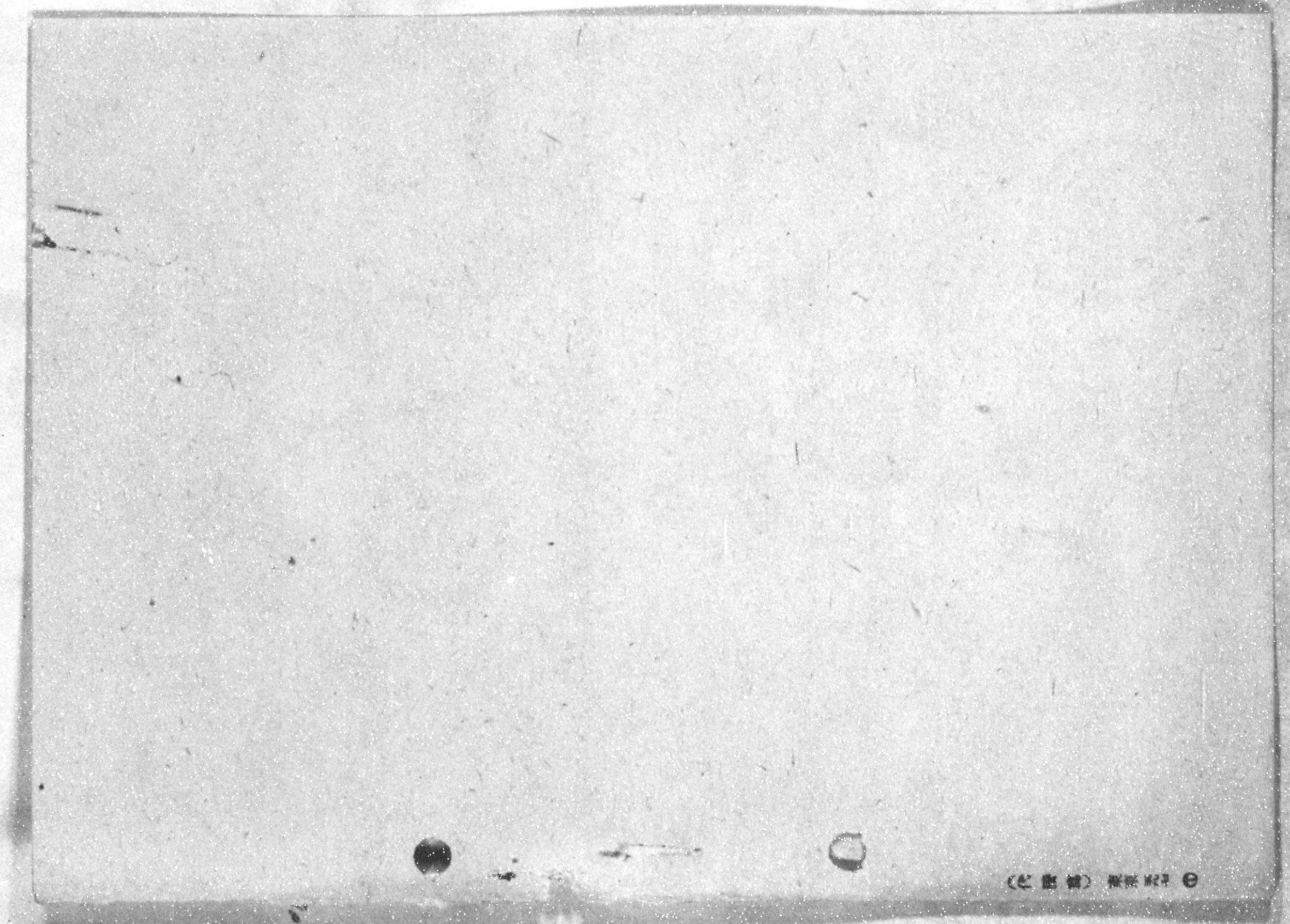

Text of Local Horse Race Law

地方競馬法

第一條　都道府縣を區域とする馬匹組合聯合會（縣を區域とする馬匹組合を含む。以下これに同じ）は、馬事の振興を図るため、主務大臣の許可を受けて、この法律により、競馬を行ふことができる。

第十二條の馬事團体は、命令の定めるところにより、主務大臣の許可を受けて、前項の競馬を行ふことができる。

第二條　競馬施行者が、この法律により競馬を開催しようとするときは命令の定めるところにより地方長官に届出でなければならない。

第三條　この法律により競馬を行ふ競馬場の数は、北海道三箇所以内、都府縣各々一箇所以内である。

第四條　この法律により競馬に出すことのできる馬は、他行者たる馬匹組合聯合會の區域及命令の定める區域に、命令の定める期間飼養せられる馬に限る。

第一條第二項の競馬については、前項の區域に関する規定は、こ

観覧、優勝馬票の賣出又は買入、拂出金又は競馬賞金の支拂又は受取、その他競馬の施行又は開催に関しては、地方税を課することはできない。

第十四條　主務大臣は、公益上必要ありと認むるときは、第一條の許可を受けた者に対して、競馬上の設備の変更その他競馬の施行又は開催に関して、必要な事柄を命ずることができる。

第十五條　主務大臣は、競馬施行者又はその役員若しくは開催執務委員の行爲が、法令若しくは之に基いてなす處分に違反し又は公益を害し若しくは害する虞があると認めるときは、次の處分をなすことができる。

一　第一條の許可の取消

二、競馬の停止

三　優勝馬票発賣の停止又は制限

四　開催執務委員の職務執行の停止

第十六條　左の各號の一に該当する者は三年以下の徴役若しくは五千圓以下の罰金に處し、又はその刑を併せ科する。

一、第一條の許可を受けないで、優勝馬票を發賣したり、又はこれに類似の行爲をなした者

二、第十五條第三號の停止又は制限に違反して、優勝馬票を發賣した者

三、この法律による競馬の競走に関し、職業として、多數の者に對して賦物を以て賭けごとをなした者

四、第九條に掲げる者にして、前號に規定する行爲の相手方になったもの

第十七條　開催執務委員が、職務を執行するにあたり、これに對して、暴行又は脅迫を加へた者は、三年以下の徴役又は二千圓以下の罰金に處する。

團体若しくは多數の威力を示し、團体若しくは多數を假裝して威力

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は、前項の過料に之を準用する。

第二十三條　競馬施行者が、この法律により收得する收入に對しては、所得稅及び營業稅を課せない。

附　則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

馬券稅法の一部を次のやうに改正する。

第一條中「競馬法」の下に「又は地方競馬法」を加へ、「マハ單馬資源保護法」を削る。

第二條中「軍事資源保護法」を「地方競馬法」に、「優等馬票」を「優勝馬票」に改める。

第三條中「優等馬票」を「優勝馬票」に改める。

第四條第一項中「競馬法ニ依ル」を「第一條ニ規定スル」に改め「又ハ軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走」及び「又ハ鍛錬馬競走」を削る。

第五條中「又ハ鍛錬馬競走」を削る。

第六條及第七條中「競馬法ニ依ル」を「第一條ニ規定スル」に改め「又ハ軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走」を削る。

地方競馬法

第一條　都道府縣を區域とする馬匹組合聯合會（縣を區域とする馬匹組合を含む。以下これに同じ）は、馬事の振興を図るため、主務大臣の許可を受けて、この法律により、競馬を行ふことができる。

第十二條の馬事團体は、命令の定めるところにより、主務大臣の許可を受けて、前項の競馬を行ふことができる。

第二條　競馬施行者がこの法律により競馬を開催しようとするときは命令の定めるところにより地方長官に届出でねばならない。

第三條　この法律により競馬を行ふ競馬場の数は、北海道三箇所以内、都府縣各々一箇所以内である。

第四條　この法律により競馬に出すことのできる馬は、施行者たる馬匹組合聯合會の區域及命令の定める區域に、命令の定める期間飼養せられた馬に限る。

第一條第二項の競馬については、前項の區域に関する規定は、これ

競覧、優勝馬票の賣出又は買入、拂出金又は競馬賞金の支拂又は受取、その他競馬の施行又は開催に関しては、地方税を課することはできない。

第十四條　主務大臣は、公益上必要ありと認むるときは、第一條の許可を受けた者に対して、競馬上の設備の変更その他競馬の施行又は開催に関して、必要な事柄を命ずることができる。

第十五條　主務大臣は、競馬施行者又はその役員若しくは開催執務委員の行為が、法令若しくは之に基いて発する處分に違反し又は公益を害し若しくは害する虞があると認めるときは、次の處分をすることができる。

一　第一條の許可の取消

二　競馬の停止

三　優勝馬票発賣の停止又は制限

四　開催執務委員の職務執行の停止

第十六條　左の各號の一に該当する者は三年以下の徴役若しくは五千圓以下の罰金に處し、又はその刑を併せ科する。

一、第一條の許可を受けないで優勝馬票を發賣したり、又はこれに類似の行爲をなした者

二、第十五條第三號の停止又は制限に違反して、優勝馬票を發賣した者

三、この法律による競馬の競走に關し、職業として、多數の者に對して賦物を以て賭けごとをなした者

四、第九條に掲ける者にして、前號に規定する行爲の相手方になったもの

第十七條　開催執務委員が、職務を執行するにあたり、これに對して暴行又は脅迫を加へた者は、三年以下の徴役又は二千圓以下の罰金に處する。

團体若しくは多數の威力を示し、團体若しくは多數を假裝して威力

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は　前項の過料に
これを準用する。

第二十三條　競馬施行者が、この法律により收得する收入に對しては、
所得稅及び營業稅を課せない。

附　則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

馬券稅法の一部を次のやうに改正する。

第一條中「競馬法」の下に「又は地方競馬法」を加へ、「又ハ軍馬資源
保護法ニ依ル銀線馬競走」を削る。

第二條中「軍事資源保護法」を「地方競馬法」に、「優等馬票」を「優
勝馬票」に改める

第三條中「優等馬票」を「優勝馬票」に改める

第一條第一項中「競馬法ニ依ル」を「第一條ニ規定スルニ依リ」に改め、「又ハ軍馬資源保護法ニ依ル銀鍊馬競走」及び「又ハ銀鍊馬競走」を削る。

第五條中「又ハ銀鍊馬競走」を削る。

第六條及第七條中「競馬法ニ依ル」を「第一條ニ規定スルニ」に改め「又ハ軍馬資源保護法ニ依ル銀鍊馬競走」を削る。

地方競馬法

第一條　都道府縣を區域とする馬匹組合聯合會（縣を區域とする馬匹組合を含む。以下こゝに同じ）は、馬事の振興を図るため、主務大臣の許可を受けて、この法律により、競馬を行ふことができる。

第十二條の馬事團体は、命令の定めるところにより、主務大臣の許可を受けて、前項の競馬を行ふことができる。

第二條　競馬施行者が、この法律により競馬を開催しようとするときは、命令の定めるところにより地方長官に届出でなければならない。

第三條　この法律により競馬を行ふ競馬場の数は、北海道三箇所以内、都府縣各〻一箇所以内である。

第四條　この法律により競馬に出すことのできる馬は、他行者たる馬匹組合聯合會の區域及命令の定める區域に、命令の定める期間飼養せられる馬に限る。

第一條第二項の競馬については、前項の區域に関する規定は、これ

775072

観覧、優勝馬票の発売又は賞金の受領、拂出金又は競馬奨金の受領を受取、その他競馬の施行又は開催に関しては、地方税を課することはできない。

第十四條　主務大臣は、公益上必要ありと認むるときは、第一條の許可を受けた者に対して、競馬上の設備の変更その他競馬の施行又は開催に関して、必要な事柄を命ずることができる。

第十五條　主務大臣は、競馬施行者又はその役員若しくは開催執行委員の行為が、法令若しくは之れに基いて為す處分に違反し又は公益を害し若しくは害する虞があると認めるときは、次の處分をなすことができる。

一　第一條の許可の取消

二　競馬の停止

三　優勝馬票発賣の停止又は制限

四　開催執務委員の職務執行の停止

第十六條　左の各號の一に該当する者は三年以下の徒役若しくは五千圓以下の罰金に處し、又はその刑を併せ科する。

一、第一條の許可を受けないで、優勝馬票を發賣したり、又はこれに類似の行爲をなした者

二、第十五條第三號の停止又は制限に違反して、優勝馬票を發賣した者

三、この法律による競馬の競走に関し、職業として、多数の者に對して賭物を以て賭けごとをなした者

四、第九條に掲げる者にして、前號に規定する行爲の相手方になったもの

第十七條　開催執務委員が、職務を執行するにあたり、これに對して暴行又は脅迫を加へた者は、二年以下の徒役又は二千圓以下の罰金に處する。

團体若しくは多数の威力を示し、團体若しくは多数を假裝して威力

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は、前項の過料に之を準用する。

第二十三條　競馬施行者が、この法律により收得する收入に對しては、所得稅及び營業稅を課せざる。

附　則

この法律は、公布の日から之を施行する。

馬券稅法の一部を次のように改正する。

第一條中「競馬法」の下に「又は地方競馬法」を加へ、「又ハ軍馬資源保護法ニ依ル銀鍊馬競走」を削る。

第二條中「軍事資源保護法」を「地方競馬法」に、「優等馬票」を「優勝馬票」に改める。

第三條中「優等馬票」を「優勝馬票」に改める。

第四條第一項中「競馬法ニ依ルモノ」を「第一條ニ規定スルモノニ改め、

八軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走」及び「又ハ鍛錬馬競走」を削る。

第五條中「又ハ鍛錬馬競走」を削る。

第六條及第七條中「競馬法ニ依ル」を「第一條ニ規定スル」に改め「又ハ

軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走」を削る。